

安芸高田市森林整備計画

計画期間	自	令和 7 年 4 月 1 日
	至	令和 1 7 年 3 月 3 1 日

広島県
安芸高田市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題.....	1
2 森林整備の基本方針.....	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針.....	3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢.....	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	4
3 その他必要な事項.....	5

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項.....	6
2 天然更新に関する事項.....	7
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項.....	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は 造林をすべき旨の命令の基準.....	9
5 その他必要な事項.....	10

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	11
2 保育の種類別の標準的な方法.....	12
3 その他必要な事項.....	14

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における施業の方法.....	17
3 その他必要な事項.....	18

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針.....	19
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策....	19
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項.....	19
4 森林経営管理制度の活用に関する事項.....	19
5 その他必要な事項.....	19

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針.....	20
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	20
4	その他必要な事項.....	20
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに 関する事項	21
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	21
3	作業路網の整備に関する事項.....	21
4	その他必要な事項.....	23
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	24
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	24
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	25
2	その他必要な事項.....	25
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法.....	26
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）.....	26
3	林野火災の予防の方法.....	26
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	26
5	その他必要な事項.....	26
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域.....	27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 に関する事項	27
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項.....	27
4	その他必要な事項.....	27
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	28

2	生活環境の整備に関する事項.....	28
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	28
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	28
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	29
7	国有林と連携した森林整備等に関する事項.....	29
8	その他必要な事項.....	29

参考資料

別表 1 「公益的機能別施業森林の区域」.....	30
別表 2 「公益的機能別施業森林の区域内における森林施業の方法」.....	31
別表 3 「基幹路網の整備計画」.....	51
別表 4 「森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域」.....	52

1	人口及び就業の構造	
(1)	年齢層別人口動態.....	54
(2)	産業部門別就業者数等.....	54
2	土地利用	54
3	森林転用面積	55
4	森林資源の現況等	
(1)	保有形態別森林面積.....	55
(2)	在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積.....	55
(3)	民有林の齢級別面積.....	56
(4)	保有山林面積規模別林家数.....	56
(5)	作業路網の状況.....	56
ア	基幹路網の現況.....	56
イ	細部路網の現況.....	56
5	市町村における林業の位置付け	
(1)	産業別総生産額.....	57
(2)	製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額.....	57
6	林業関係の就業状況.....	57
7	林業機械等設置状況.....	58
8	林産物の生産概況.....	58
9	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況.....	58
10	その他必要なもの.....	58

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、広島県の中北部に位置している。北は島根県、南は広島市、東は三次市、東広島市、西は北広島町に接し、地形は特に急峻な山は無いが市北部に標高791mの犬伏山、市南部には標高922mの鷹の巣山、標高800mの大土山をはじめとして350m～900mの山地をなしており、これを縫うように市の中央部を江の川が貫通し、北部は生田川、本村川が東流して江の川に注ぎ、南部では三篠川が西流して太田川に合流している。耕地についても、江の川、三篠川とその支流沿いに平野部が開け、集落が形成されている。

本市の総面積は53,771ha、そのうち森林面積は42,906haで総面積の80%を占めている。民有林面積は38,662ha、そのうちヒノキを主体とした人工林面積は10,764haで、人工林率は28%である。55年生を超える林分が5,542haで51%を占めており、利用可能な人工林資源が充実しつつある。

本市は、大径材、優良柱材の生産を目的とした優良材生産育林技術体系（広島県）に基づき、又、山林のほとんどが農業振興地域に指定されていることから、農業振興地域整備計画との整合性を図りながら各種施業を計画的に実施してきたところであるが、国産材需要の低迷、林業就業者の減少と高齢化などの要因で必ずしも着実かつ合理的に実施されていない側面がある。

また、近年の森林に対する市民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

市全域に小規模な造林地が点在しているが、需要の低迷、林業就業者の減少と高齢化などから、保育から間伐までの適切な施業が実施されていない林分も多く存するのが現状である。しかしながら、森林への公益的機能への期待は高まっていることから、市、森林組合、森林所有者と連携を密にした計画的かつ継続的な森林整備を実施していくことが課題である。

八千代地区の自然景観に優れた土師ダムを筆頭に、林構事業等で整備したキャンプ場や遊歩道、東屋を有する公園等が各所にあり、森林とのふれあいの場又は住民の憩いの場としての活用が期待されており、それぞれの施設とその周辺の森林とを有機的に結びつけた林内整備等が課題となっている。

一方、本市では、林業の担い手対策のひとつとして、福祉事業所、森林関係団体と意見交換を行い、林業と福祉の自立に向けた合意形成を図りながら、林福連携の取組を推進していくことが必要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、その目的を分かりやすくするとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林を次の7区分に分類するとともに、広島県が策定した「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」の趣旨に沿って、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとする。なお、これらの機能は、重複することがある。

① 水源涵（かん）養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目指すこととする。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目指すこととする。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目指すこととする。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目指すこととする。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目指すこととする。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を目指すこととする。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指すこととする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 水源涵（かん）養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。

③ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施

業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

④ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

各地域における標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次表のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、各地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽 によるものを除く)	主としてぼう芽 によって生立す る樹種	主として植栽 又は下種によ って生立する 広葉樹
本市全域	35 年	40 年	30 年	40 年	20 年	45 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地〔伐採により生じた無立木地〕が再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとする。

① 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

② 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とするものとする。

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、次の①～⑤に留意するものとする。

- ① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。
- ② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとする。
- ③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺の森林における成木の樹高程度の幅の保残帯を確保するものとする。

- ④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。
- ⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。

3 その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、2によるほか以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 伐採箇所の選定について

山地災害等を防止するため、次の箇所で伐採を実施する場合は、大規模な面積の皆伐を極力避けるよう努めることとする。

- ① ハザードマップ等により指定されている土石流及び土砂災害並びに地すべりの危険性が想定されている箇所及び影響範囲内
- ② ハザードマップ等により指定されている急傾斜地によるがけ崩れの危険性が想定されている箇所及び影響範囲内

(2) 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン（令和元年8月5日広島県林業課）」や次の点に留意して伐採を行うものとする。

- ① 伐採に伴い、路網・土場の開設をする場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとする。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針（平成23年4月広島県林業課）」を基準に最大限の注意を払うものとする。
- ② 伐採、搬出に当たっては地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとする。
- ③ 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとする。また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないように、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとする。

(3) 伐採の周知について

0.5haを超える面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとする。

また、近年増加している山間部における太陽光発電施設の設置に伴う災害防止の観点から、太陽光発電施設の設置を伴う伐採に当たっては、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（令和6年10月最終改定）」に基づき、地域住民に対し計画の初期段階から説明会の開催等適切なコミュニケーションを図り、十分配慮するよう努めるものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191条に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に適用するものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進するものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表のとおりとする。

なお、例えば、沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）はスギ、斜面中～上部はヒノキとするなど、植栽場所の地形や土壌に留意して選定するものとする。

また、次表以外の樹種を植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な樹種を選定するものとする。

なお、苗木の選定については、エリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の増加に努めるものとする。

人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	
広葉樹	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次表に示す本数を標準として、決定するものとする。

なお、次表の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な植栽本数を選定するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備 考
ス ギ	中仕立	1,500～3,000 本	
ヒノキ	中仕立	1,500～3,000 本	
クヌギ	中仕立	3,000～4,000 本	
アカマツ	中仕立	3,000～5,000 本	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとする。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に植付けを行うこと。 コンテナ苗等については、通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期の植付けには配慮すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は次のとおりとする。

伐採跡地の人工造林をすべき期間

区 分		人工造林をすべき期間	
植栽に依らなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐		主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
	択伐		主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外	人工造林の場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
		択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内
	天然更新において主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後から2年以内
		択伐	

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気

候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとする。特に、次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図るものとする。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
 - ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
 - ③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
- また、天然更新を行う場合には、広島県天然更新完了基準により森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

区 分	針 葉 樹	広 葉 樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類、カシ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数は、次表に示す期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高が30cm以上かつ草丈以上のものに限る。）とする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等	6,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、次表に示す方法を標準として行うものとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かきまたは植込みを行うこととする。

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。

植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後2～3年以降に2～3回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法については、広島県天然更新完了基準によることとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した仮設集材路や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講ずるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図るものとする。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
- ④ 周辺の伐採跡地の天然更新の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

主伐後の適確な更新を確保するため、植栽を必要とする森林は、次表のとおりとする。

なお、天然更新の実施の可否は伐区の態様等に左右されるため、次表に示された森林以外においても、5ha以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合には、本基準に照らして現地確認等を実施して可否を判断するものとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)による。

イ 天然更新の場合

2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2 の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとし、長伐期施業を実施する森林については、参考表を用いるものとする。

なお、次表又は参考表により難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

スギ・ヒノキ 3,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数 等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I～II等地	I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高11m	樹高15m	樹高19m	樹高22m	23～27	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,200本/ha	樹高12m	樹高14m	樹高16m	樹高18m	16～33	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、3回目以降の間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

スギ・ヒノキ 2,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数 等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高17m	樹高21m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高15m	樹高18m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間

伐を省略する。なお、林齢の目安は、Ⅰ等地とⅡ等地の中間値とした。

スギ・ヒノキ 1,500 本/ha 植栽

樹種	仕立本数 等		間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
			初回			
			Ⅰ等地			
スギ	Ⅰ等地 800 本/ha Ⅱ等地 1,100 本/ha		樹高21m		27	林分密度管理図を参考に収量比数 R_y が概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安		35			
	間伐実施前の成立本数(本/ha)		1,100 本			
ヒノキ	Ⅰ等地 800 本/ha Ⅱ等地 1,100 本/ha		樹高18m		27	
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安		37			
	間伐実施前の成立本数(本/ha)		1,100 本			

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、Ⅰ等地とⅡ等地の中間値とした。

アカマツ

単位 時期：林齢

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	Ⅱ等地	一般材	17	27		32～38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18～38	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数（参考表）

生産目標を造作材（末口径 30cm 以上の大径材生産）とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補（平成 19 年 3 月改訂）」に基づき、次表のとおり実施するものとする。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15 年生から 55 年生まで 10 年毎に 3 割、以降 20 年ごとに 2 割
	16	20 年生から 50 年生まで 10 年毎に 3 割、以降 20 年ごとに 2 割
ヒノキ	16	15 年生から 55 年生まで 10 年毎に 3 割、以降 20 年ごとに 2 割
	14	15 年生から 75 年生まで 15 年毎に 3 割、以降 25 年ごとに 2 割

注 「地位指数」とは、40 年生時の樹高のこと。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとする。

保育の作業種別の標準的な方法

単位 時期：林齢

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期					標準的な方法	備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目		

下刈	スギ	I～II	1,500～ 3,000	1	2	3	4	5	植栽木が下草より 抜け出るまで行 う。 実施時期は、林地 に応じて適時行 う。
	ヒノキ	I～II	1,500～ 3,000	1	2	3	4	5	
	アカマツ	I～II	3,000～ 5,000	1	2	3	4	5	
除伐	スギ	I～II	3,000	10～ 11					造林木の生長を阻 害したり、阻害が 予想される侵入木 や形質不良木を除 去する。 実施時期は、林地 に応じて適時行 う。
			2,000	16～ 21					
			1,500	17～ 23					
	ヒノキ	I～II	3,000	11～ 14					
			2,000	15～ 20					
			1,500	19～ 26					
	アカマツ	II	3,000～ 5,000	10					

注1 地位級のI、IIはI等地、II等地を表す。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

《参考》「コウヨウザン」

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における造林の標準的な指針は、次表のとおりとする。

① 人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎仕立	1,500 本/ha

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数		間伐の時期 (林齢)	間伐の方法	
		初回	間伐率	選木の方法
910 本/ha		樹高 16m	30%	形質不良木を主体に、残存木の配置が均等になるように選木する。
〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数 26	17		
	地位指数 24	18		
	地位指数 22	20		
	地位指数 20	22		
	地位指数 18	25		
	地位指数 16	30		
間伐実施前の成立本数		1,300 本/ha		

注 コウヨウザンの地位指数・・・30年生時の樹高

③ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期 (林齢)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	

下刈	26～16	1	2	3	4	5	
----	-------	---	---	---	---	---	--

3 その他必要な事項

森林の有する公益的機能を回復させるため、16～60 年生で 15 年以上手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林のうち、急勾配などの地形条件が厳しく、スギ及びヒノキの人工林として維持することが困難な森林については、広葉樹等への樹種転換を図ることを目的として 40%以上の間伐を実施し、広葉樹等の生育を促進して針広混交林等に誘導するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法については、次のとおりとする。

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵（かん）養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵（かん）養機能が高い森林など水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1に定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとし、その森林の区域を別表2に定めるものとする。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹 （主としてぼう 芽によるものを 除く）	主としてぼう 芽によっ て生立する 樹種	主として植栽又は下 種によって生立する 広葉樹
本市全域	45 年	50 年	40 年	50 年	30 年	55 年

注 標準伐期齢に10年を加えた林齢を伐期齢の下限として定めている。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1に定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への災害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等とする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ磐等の地質を含む土地に存ず

る森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等とする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

防風保安林や防火保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等とする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等とする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等とする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等とする。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林該当なし。

イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林としつつ複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれら

の機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

アの①から④までに掲げる森林のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう 芽によるものを 除く)	主としてぼう 芽によっ て生立する 樹種	主として植栽又は下 種によって生立する 広葉樹
本市全域	56 年	64 年	48 年	64 年	32 年	72 年

注 標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を伐期齢の下限として定めている。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表1のとおり定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期は、次表を目安として決定するものとする。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、植栽による更新を行うこととする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期

単位 径級：cm、時期：林齢

樹 種	地位級	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期 の目安
		生産目標	仕立方法	期待径級	
ス ギ	Ⅰ等地	一般建築材	中仕立	31 (22)	50 (35)
		造 作 材	中仕立	40	50
	Ⅱ等地	一般建築材	中仕立	25 (22)	50 (50)

		造 作 材	中仕立	40	70
ヒノキ	Ⅰ等地	一般建築材	中仕立	26 (22)	55 (40)
		造 作 材	中仕立	34	80
	Ⅱ等地	一般建築材	中仕立	21 (19)	55
アカマツ	Ⅱ等地	一 般 材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級、主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり、括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

3 その他必要な事項

- (1) 施業実施協定の締結の促進方法
特になし。
- (2) その他
特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等により森林の経営規模の拡大を図る。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
地域の森林資源の現況、地域における森林所有者の状況及び森林施業の実施状況並びに「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」等行政計画の目標等を勘案して、森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、施業の集約化に取り組む者への森林の経営の受委託等による森林経営計画の作成による森林の経営の規模拡大を促進するものとする。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
森林の経営の受託による効率的な森林施業を継続して実施していくために、施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の拡大を推進することとする。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
森林経営管理制度の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図ることとする。
また、経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が市町村森林整備計画に定められた公益的機能施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法の整合性が図られたものとなるように留意することとする。
- 5 その他必要な事項
特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の関係者による地域協議会を通じ、林業経営適地における集積・集約化に向けた取組など、関係者の合意形成を図るとともに、森林経営管理制度等を活用することで、森林所有者間の合意形成に向けた取組を進める。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 特になし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 特になし。

4 その他必要な事項 特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とするものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15 以上
	架線系作業システム	20<15>以上	
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤード等を活用し、主に林業専用道を使用する。

3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(2) 作業システムの考え方

効率的な森林施業を実施するため、一般車両の通行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を推進することとする。

このため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図ることとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとする。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）はスギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網（林道及び林業専用道）については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を推進することとし、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「広島県林業専用道作設指針」（平成23年8月31日制定）、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとする。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

イ 基幹路網の整備計画

別表3「基幹路網の整備計画」のとおりとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網（林道及び林業専用道）については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日広島県制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとする。

作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおよその傾斜区分別の規格・構造の考え方は次のとおりとする。

① 傾斜 25° 以下

比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。

② 傾斜 25～35°

中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。

③ 傾斜 35° 以上

急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、最小限の開設延長とし、事前に県や市の林務担当課と協議するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

広島県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できる
よう適切に管理を行う。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨て場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされ
ている施設の整備その他森林の整備のために必要な施設の整備については、次表
のとおりとする。

森林の整備に必要な施設の整備

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番 号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林経営計画の作成や提案型集約化施業の実務を担う森林施業プランナー及び木材生産や道づくりを担う林業従事者の育成を図るとともに、本市の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性の活躍・定着、外国人材の適正な受入れに県や関係機関と連携して取り組むこととする。

また、効率的な木材生産体制の構築のためには、森林組合と民間事業体のそれぞれの強みを生かした取組が重要であるため、森林組合と民間事業体の連携について、県や関係機関とともに推進することとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化のための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入については、路網の整備の推進とともに、次表を標準として実施するものとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状（参考）	将 来
伐 倒 集 材 造 材 運 材	緩傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		グラップルローダ	グラップルローダ（ハーベスタ）
		チェーンソー	プロセッサ（ハーベスタ）
		運材車	フォワーダ
	急傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		集材機	スイングヤーダ、タワーヤーダ、 自走式搬器
		チェーンソー	プロセッサ（ハーベスタ）
		—	—
造 林 保育等	地ごしらえ	チェーンソー	グラップルローダ等
	下 刈	刈払機	刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備については、次表のとおりとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設等の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画			備考
	位 置	規 模 (m ³ 、kg)	対図 番号	位 置	規 模 (m ³ 、kg)	対図 番号	
製材工場	八千代町勝田	1,800		該当無し			
チップ工場	八千代町下根	1,550					
製材工場	吉田町高野	2,035					
製材工場	甲田町下甲立	6,600					
製材工場	甲田町高田原	8,400					

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	旧町名	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	全域指定	全ての林班	38,662

(2) 鳥獣害の防止の方法

(ニホンジカ)

ニホンジカによる森林被害の防止に向け植栽予定地を中心に防護柵の新設、既存柵の改良及び食害防止チューブ等の設置、わな・銃器による捕獲等を実施するものとする。

また、捕獲に当たっては、本市、有害鳥獣捕獲班、広島北部森林管理署の三者による「シカ被害対策推進協定」と有機的に連携して取り組むほか、農業被害対策等と連携して防除活動を行うものとする。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況や被害防止効果の確認のため森林の巡視及び林業事業体、森林所有者からの聞取りを行う、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は森林所有者等に対し助言・指導を行い鳥獣害の防止を図るものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等のまん延防止のため、緊急に伐倒駆除を実施する必要があるが生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

ナラ枯れについては、被害の早期発見、早期防除に努めるとともに、県内の情報の共有化を図ることとする。

(2) その他

実施に当たり、実施時期、実施区域、実施方法について、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行い、適正かつ円滑な防除事業を行うこととする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

イノシシ等による森林被害が発生しており、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

市内一円は乾燥しやすい地域であり、山火事の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めることとする。

また、保安林等県土保全上重要な地域を中心に、防火帯林道等の整備に努めることとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当する場合、火入れ地の周囲の状況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合許可する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおりとする。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備 考
該当なし	

(2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他関係者は、巡視等により、森林病虫害又は火災の予防その他森林の保護に努めるものとする。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区分

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無 立 木 地	竹 林	その他	
	該当なし							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

ア 整備することが望ましい主な森林保健施設

該当なし。

イ 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
該当なし		

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画は、次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び

IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域については、別表4「森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域」に定めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

市内には、森林とのふれあいの場としてキャンプ場、管理施設、遊歩道が次表のとおり施設整備されている。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
キャンプ場 遊歩道	八千代町土師	テント 40 張 遊歩道			
キャンプ場 宿泊施設	八千代町佐々井	大部屋 (30 名) バンガロー4 棟			
キャンプ場 遊歩道	高宮町羽佐竹	キャンプ場 30 区画 遊歩道 2 キロメートル			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

植樹活動による地域の憩いの場と空間の形成や、放置森林の除間伐等を行い、整備後の地元住民による継続的な管理が可能な状態を作ることにより、緑化や森林づくりへの意識を高めている。

また、市内の小、中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、森や公園等でのフィールドワーク体験や美化活動、緑化活動への参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面 積	備 考
未定			

7 国有林と連携した森林整備等に関する事項

地域の森林・林業の再生に向けた取組として、地域の課題等を洗い出し、それらの課題解決に向け、森林管理署・地元林業事業体と連携して取り組む。

また、国有林と一体となった路網の整備、路網の相互利用や協調施業・販売など民国連携した森林整備等に積極的に取り組む。

8 その他必要な事項

従前の森林施業共同化重点的实施地区において、基幹路網の開設を継続的に行っている箇所は、次表のとおりである。

森林施業共同化重点実施地区において実施している基幹路網の整備

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積 (ha)	備 考

参考資料

別表 1 「公益的機能別施業森林の区域」

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図参照	36,926
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1,635
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		227
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		19,389
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		5,684

※森林の区域については、別紙区域図に図示することとする。

別表2

安芸高田市(吉田)

施業の方法	林班	準林班																面積(ha)
伐期の延長を 推進するべき森 林	001	01	02	03	04	05	06	07	08	09								63.9
	002	01	02	03	04	05	06	07										48.5
	003	01	02	03	04	05	06	07	08	09								73.0
	004	01	02	03	04	05	06	07										57.1
	005	01	02	03	04	05												30.1
	006	01	02		04	05	06											36.7
	007	01	02	03	04	05	06											51.1
	009	01																0.0
	010	01	02	03	04	05	06											46.4
	011	01	02	03	04	05												41.2
	012	01	02	03	04	05	06											48.0
	013	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14			78.7
	014	01	02	03	04	05	06	07		09								61.2
	015	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12					77.0
	016	01		03	04													33.3
	017	01	02	03	04	05	06	07	08	09								69.5
	018	01	02	03	04	05	06	07										67.8
	019	01	02	03	04	05												47.9
	020	01	02	03	04													36.9
	021	01	02	03	04	05	06	07	08	09								81.5
	022	01	02	03	04	05												41.2
	023		02	03														1.0
	024	01	02	03														41.1
	025	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12					80.8
	026	01	02	03	04	05	06											43.0
	027	01	02	03	04													39.6
	028	01	02	03	04	05	06	07	08									79.9
	029	01	02	03	04	05	06	07	08									54.1
	030	01	02	03	04	05	06	07	08									63.4
	031	01	02	03	04	05	06	07										74.1
	032	01	02	03	04	05	06											59.2
	033	01	02	03	04													37.2
	034	01	02	03	04													37.3
	035	01	02	03	04													44.7
	036	01	02	03	04													37.1
	037	01	02	03	04													44.7
	038	01	02	03		05		07	08	09	10	11	12					95.0
	039	01	02	03	04	05	06											59.8
	040	01	02	03	04	05	06	07	08									77.6
	041	01	02	03	04	05												39.7
	042	01	02	03	04	05												50.4
	043	01	02	03	04	05	06	07	08									73.1
	044	01	02	03	04	05	06	07	08									82.7
	045	01	02	03	04	05	06											74.3
	046	01	02	03	04	05												48.2
	047	01	02	03	04	05												44.3
	048	01	02	03	04	05	06	07										91.9
	049	01	02	03	04													32.2
	050	01	02	03	04													25.8
	051	01	02	03	04	05	06	07										84.7
	052	01	02															8.7
	053	01	02															15.6
	054	01	02	03	04	05	06	07										52.9
	055	01	02	03	04													19.3
	056	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11						73.4

施業の方法	林班	準林班																面積(ha)
		01	02	03	04	05	06											
	057	01	02	03	04	05	06											35.1
	058	01	02															10.6
	059	01	02	03	04	05												52.4
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09								69.4
	061	01	02	03	04													39.1
	062	01	02	03	04	05	06	07										44.9
	063	01	02	03	04													38.7
	064	01	02	03	04	05												28.3
	065	01	02	03	04													37.3
	066	01	02	03	04	05	06											51.8
	067	01	02	03	04													20.5
	068	01	02															18.1
	069	01	02	03	04	05	06											55.7
	070	01	02	03	04	05	06	07										48.1
	071	01	02	03														31.2
	072	01	02	03	04	05												20.4
	073	01	02	03														24.7
	074	01	02	03	04	05												28.2
	075	01	02	03	04													29.3
	076	01	02	03	04													44.7
	077	01	02	03														32.0
	078	01	02	03	04													35.6
	079	01	02	03	04	05	06	07	08									63.5
	080	01	02	03	04	05												26.1
	081	01	02	03	04	05	06	07										44.7
	082	01	02	03														29.8
	083	01	02	03	04	05	06											48.5
	084			03		05	06	07										23.7
	086	01	02	03	04	05	06											47.1
	087	01	02	03	04	05		07	08	09								68.8
	088	01	02	03	04	05	06		08									56.4
	089	01	02		04	05	06											39.1
	090	01	02	03	04	05	06	07	08									59.2
	091	01	02	03	04	05												36.9
	092	01	02	03	04													40.6
	093	01	02	03	04													32.9
	094	01	02	03	04	05	06	07										57.7
	095	01	02															23.9
	096	01	02	03														24.3
	097	01	02	03	04	05												46.7
	098	01	02															18.7
	099	01	02	03	04													36.3
	100					05												8.3
	101	01		03	04													11.3
	102	01	02	03	04	05												30.8
	103	01	02	03	04	05												38.2
	104	01	02	03														23.0
	105	01	02	03														25.0
	106	01	02	03	04													27.5
	107						06											1.5
	109				04													4.5
	111		02															0.4
	112	01			04													5.2
	113	01	02	03														15.0
	114		02	03	04	05	06											20.5
	115	01	02	03	04	05												36.0

施業の方法	林班	準林班																面積(ha)
	116	01	02	03														22.2
	117	01	02	03	04	05												29.3
	118	01	02	03	04													23.7
	119	01	02	03	04													18.6
	120	01	02	03		05	06	07										40.0
	121	01	02	03														18.8
	122	01	02			05												18.3
	123	01	02	03	04	05												35.8
																		4,952.8
長伐期施業を 推進するべき森 林	003	01			04			07	08									1.8
	004		02															0.8
	005					05												2.0
	006			03	04	05	06											13.3
	010		02	03		05	06											15.4
	013												13					1.0
	016			03														0.1
	017							07		09								5.7
	022			03														1.2
	028				04													0.4
	037	01																5.8
	038						06						12					8.5
	039	01	02															13.9
	041		02	03														5.2
	046	01																0.3
	050		02	03														13.6
	057		02		04		06											5.6
	060		02			05		07	08									4.4
	061			03														10.0
	062				04													3.5
	072		02															3.3
	073	01																0.2
	074				04													2.1
	076	01	02															2.3
	077			03														0.8
	079				04													0.1
	080					05												1.7
	081	01	02															5.0
	088			03		05		07										17.2
	089			03	04	05	06											14.2
	090	01		03														4.2
	091		02															1.6
	094	01																2.2
	096		02															13.5
	100	01	02	03	04													35.2
	101	01	02		04													19.1
	102	01	02	03	04	05												7.2
	103			03														0.9
	107	01	02	03	04	05	06											32.4
	108	01	02	03	04	05	06											33.8
	109	01	02	03	04													22.9
	110	01	02	03	04	05												31.1
	111	01	02	03														24.9
	112	01	02	03	04	05												25.7
	113	01	02	03														10.8
	114	01	02	03	04	05	06											27.7
	117	01	02															4.1

施業の方法	林班	準林班																面積(ha)
	118	01		03														14.0
	119	01	02	03	04													6.6
	120			03	04	05												8.3
	121	01																0.3
	122			03	04	05												13.3
	123	01																0.1
																		499.4
複層林施業を 推進すべき森 林(択伐による ものを除く)		該当なし																
択伐による複層 林施業を推進 すべき森林	008	01																12.2
	009	01	02	03	04	05												76.7
	011	01																1.0
	015										11							4.6
	016	01	02	03														19.4
	018	01																0.4
	050					05												5.0
	067	01																0.2
	079	01																0.5
																		120.0
特定広葉樹の 育成を行う森林 施業を推進する べき森林		該当なし																

施業の方法	林班	準林班																				面積(ha)
伐期の延長を推進するべき森林	001	01	02	03	04	05																18.4
	002	01	02	03	04	05																25.8
	003	01	02	03	04	05	06	07	08	09												57.3
	004	01	02	03	04	05																24.0
	005	01	02	03	04		06	07	08		10	11		13	14	15						33.2
	006	01	02		04		06															7.9
	008							07														1.8
	009	01	02	03	04	05	06	07	08													43.0
	010	01	02	03	04	05	06	07														40.5
	011	01	02	03	04	05	06	07	08													47.1
	012	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										59.6
	013	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		96.6
	014	01	02	03	04	05	06	07	08	09												53.2
	015	01	02	03	04	05	06	07	08													35.7
	016	01	02	03	04	05	06	07	08													37.3
	017	01	02	03	04	05	06	07	08													50.8
	018	01	02	03	04	05																39.7
	019	01	02	03	04	05	06	07	08													34.8
	020	01	02	03	04	05	06	07	08													43.4
	021	01	02																			9.9
	022	01	02	03	04	05	06	07	08													36.9
	023	01	02	03																		20.6
	024	01	02	03	04	05																38.3
	025	01				05	06															9.1
	026	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12									62.2
	027	01	02	03	04	05	06	07	08													21.7
	028	01	02	03	04																	35.6
	029			03	04	05	06	07	08	09	10	11										45.3
	030	01	02	03	04																	27.6
	031	01	02	03	04	05	06	07	08	09												54.4
	032	01	02	03	04																	16.8
	033	01	02	03	04																	27.9
	034	01	02	03	04	05	06	07	08													42.5
	035	01	02	03	04	05	06															56.1
	036	01	02	03	04	05	06	07														59.9
	037	01	02	03	04																	32.0
	038				04		06															2.0
	039	01	02	03																		34.7
	040	01	02	03	04																	43.3
	041	01	02	03	04																	26.0
	042	01	02																			78.4
	043	01	02	03	04		06	07	08	09												64.4
	044	01	02																			18.0
	045	01	02	03	04	05		07	08													21.8
	046	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10											52.6
	047	01	02	03	04																	35.2
	048	01	02	03	04	05																30.9
	049	01	02	03	04	05	06															38.5
	050	01	02	03	04	05	06															38.7
	051	01	02	03	04	05	06															45.5
	052	01	02	03	04	05	06	07	08	09												64.6
	053	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										76.9
	054	01	02	03	04	05	06	07	08	09												48.6
	055	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										50.2
	056	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14							83.6
	057		02	03	04	05	06															29.5
	058	01	02	03	04	05	06	07	08													51.4
	059	01	02	03	04	05	06															44.3
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										76.0
	061	01	02	03	04	05	06	07	08												27	46.2
	062	01	02	03	04	05	06	07														54.4
	063	01	02	03	04	05	06	07														65.1
	064	01	02	03	04	05	06	07	08	09												68.9
	065	01	02	03	04																	16.8
	066	01		03	04	05	06															9.6
	067	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13								72.9
	068	01	02	03	04	05	06	07	08													51.9

施業の方法	林班	準林班																				面積(ha)
	069	01	02	03	04																	24.7
	070	01	02	03	04	05	06	07	08													58.8
	071	01	02	03	04	05	06	07														45.6
	072	01	02	03	04	05	06	07														45.2
	073	01		03	04	05	06	07	08													57.9
	074	01	02	03	04	05																30.6
	075	01					06															2.1
	076	01	02	03	04	05	06	07														51.6
	077	01	02	03	04	05	06															53.1
	078	01	02	03	04	05																36.7
																					計	3,194.7
長伐期施業を推進するべき森林	002					05																3.2
	003		02	03			06	07														3.7
	004	01	02	03	04	05																15.5
	005	01	02	03	04	05		07		09	10	11	12	13		15						42.7
	006	01	02	03	04	05	06	07														42.8
	007	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10											55.0
	008	01	02	03	04	05	06	07														40.9
	009							08														4.0
	010	01																				0.2
	015							08														0.0
	017		02			05																0.7
	018		02	03																		1.3
	022				04																	1.8
	024	01			04																	0.9
	028	01		03	04																	14.1
	029	01	02	03		05					11											21.8
	030	01	02																			4.4
	034						06	07														4.1
	035							07	08													18.1
	037				04																	0.1
	039		02																			5.1
	050				04	05																0.9
	052	01				05	06			09												0.9
	053					05																0.1
	054	01																				0.0
	055		02			05																1.2
	057	01	02	03		05																10.2
	058				04	05	06		08													6.0
	060			03			06															6.1
	061	01																				0.3
	063		02																			0.2
	065	01	02	03	04																	21.6
	066	01	02	03	04	05	06	07														54.5
	068							07	08													2.1
	077	01	02	03																		1.6
																					計	386.0
複層林施業を推進するべき森林 (択伐によるものを除く)		該当なし																				
択伐による複層林施業を推進するべき森林	009			03			06															0.4
	010			03																		0.8
																					計	1.2
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進するべき森林		該当なし																				

別表2

安芸高田市(美土里)

施業の方法	林班	準林班																	面積(ha)
伐期の延長を 推進するべき森 林	001	01	02	03	04														31.9
	002	01	02	03	04	05	06												42.6
	003	01	02	03															29.4
	004	01	02	03	04	05													42.7
	005	01	02	03	04														40.6
	006	01	02	03	04	05													43.1
	007	01	02	03	04	05													40.2
	008	01	02	03	04	05	06												69.2
	009	01	02	03	04	05													37.8
	010	01	02	03	04	05	06	07											57.9
	011	01	02	03	04	05	06												47.0
	012	01	02	03	04	05													44.0
	013	01	02	03	04	05	06	07											45.6
	014	01	02	03	04	05	06												43.2
	015	01	02	03															16.5
	016	01	02	03	04														20.8
	018	01	02	03	04	05													35.3
	019	01	02	03	04	05	06												44.3
	020	01	02	03	04	05	06	07											41.8
	021	01	02	03	04	05	06	07	08										44.5
	022	01	02	03	04	05	06	07	08										49.7
	023	01	02	03	04	05	06	07	08	09									46.2
	024	01	02	03	04	05	06	07											44.5
	025	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10								60.4
	026	01	02	03	04	05	06	07											42.3
	027	01	02	03	04	05	06	07											59.5
	028	01	02	03	04	05													26.6
	029	01	02	03	04	05													36.5
	030	01	02	03	04														24.9
	031	01	02	03	04	05													45.9
	032	01		03	04	05													22.5
	033	01	02	03	04														31.2
	034	01	02	03	04	05													44.2
	035	01	02	03	04	05	06	07	08										47.6
	036	01	02	03	04	05	06	07	08										60.5
	037	01	02	03	04	05	06												62.3
	038	01	02	03															37.2
	039	01	02	03	04	05													63.0
	040	01	02	03	04	05	06	07											74.8
	041	01	02	03															29.5
	042	01	02	03	04	05	06	07											51.0
	043	01	02	03	04	05	06	07	08										53.2
	044	01	02	03	04	05	06	07	08										60.0
	045	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11							64.6
	046	01	02	03	04	05	06	07											56.7
	047	01	02	03															15.0
	048	01	02	03	04														23.5
	049	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10								73.0
	050	01	02	03	04	05													47.8
	051	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11							85.1
	052	01	02	03	04	05	06	07	08										95.2
	053	01	02	03	04	05	06	07	08	09									65.7
	054	01	02	03															31.9
	055	01	02	03	04	05	06	07											60.3
	056	01	02	03	04	05													41.4
	057	01	02	03	04														40.9
	058	01	02	03	04	05	06												44.1
	059	01	02	03	04	05	06	07	08										65.0
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10								63.2
	061	01	02	03	04	05	06	07	08	09									54.5
	062	01	02	03	04	05	06	07	08										71.0
	063	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11							87.3

施業の方法	林班	準林班																		面積(ha)
		01	02	03	04															
	064	01	02	03	04															35.6
	065	01	02	03	04	05	06	07	08	09										61.0
	066	01	02	03	04	05	06	07												48.4
	067	01	02	03	04															33.2
	068	01	02	03	04	05	06	07												51.7
	069	01	02	03	04	05	06	07	08	09										48.8
	070	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								65.8
	071	01	02	03	04															23.4
	072	01	02	03	04	05														35.9
	073	01	02	03	04	05	06													36.5
	074	01	02	03	04	05	06													31.5
	075	01	02	03	04															28.0
	076	01	02	03																20.6
	077	01	02	03	04	05	06	07	08											58.7
	078	01	02	03	04	05														32.4
	079	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								37.8
	080	01	02	03	04	05	06													34.8
	081	01	02	03	04															39.3
	082	01																		7.1
	083	01	02	03	04	05	06	07												46.1
	084	01	02	03	04	05	06	07	08											61.8
	085	01	02	03	04	05	06	07												50.8
	086	01	02	03	04	05	06	07	08	09										69.3
	087	01	02	03	04	05	06													33.2
	088	01	02	03	04	05	06	07	08											45.3
	089	01	02																	16.3
	090	01	02	03	04	05	06	07	08											50.1
	091	01	02	03	04	05	06	07												60.9
	092	01	02	03	04	05	06													53.9
	093	01	02	03	04	05	06	07												39.6
	094	01	02	03	04	05	06													41.8
	095	01	02	03	04	05	06													47.3
	096	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13						75.0
	097	01	02	03	04	05	06	07	08	09										54.7
	098	01	02																	15.1
	099	01	02	03	04	05	06													39.8
	100	01	02	03	04	05														36.7
	101	01	02	03																27.1
	102	01	02	03	04	05	06	07	08											54.4
	103	01	02	03	04	05	06													46.9
	104	01	02	03																22.3
	105	01	02	03	04	05	06													44.9
	106	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								72.0
	107	01	02	03	04															31.9
	108	01	02	03	04	05	06													42.2
	109	01	02	03	04	05	06	07												41.6
	110	01	02	03	04															28.5
	111	01	02	03	04	05	06	07												41.1
	112	01	02	03	04															23.4
	113	01	02	03	04	05	06	07												46.7
	114	01	02	03	04	05	06	07												38.8
	115	01	02	03	04	05	06	07	08											75.0
	116	01	02	03	04															28.9
	117	01	02	03																31.6
	118	01	02	03	04															30.9
	119	01	02	03																21.4
	120	01	02																	20.1
	121	01	02	03	04	05	06	07	08											50.8
	122	01	02	03	04	05	06	07												50.2
	123	01	02	03	04	05	06	07												51.2
	124	01	02	03	04	05	06													36.4
	125	01	02	03	04	05	06													45.9
	126	01	02	03	04															27.4

施業の方法	林班	準林班																		面積(ha)
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								
	127	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								66.4
	128	01	02	03	04	05	06	07												53.6
	129	01	02	03	04															39.9
	130	01	02	03	04															41.7
	131	01	02	03	04	05	06	07	08											87.6
	132	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								66.4
	133	01	02	03	04	05														38.8
	134	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12							97.3
	135	01	02	03	04	05	06	07												65.7
	136	01	02	03	04	05	06	07	08											37.1
	137	01	02	03	04	05	06													48.9
	138	01	02	03	04	05														27.0
	139	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								81.9
	140	01	02	03	04															29.3
	141	01	02	03	04	05														25.0
	142	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								63.1
	143	01	02	03	04	05	06													52.8
	144	01	02	03	04	05														46.5
	145	01	02	03	04															39.6
	146	01	02	03	04	05														34.4
	147	01	02	03	04	05	06	07												70.6
	148	01	02	03	04	05	06	07	08	09										79.4
	149	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15				95.3
	150	01	02	03	04	05	06	07												43.9
	151	01	02	03	04	05	06	07	08											74.6
	152	01	02	03	04	05	06	07												64.4
	153	01	02	03	04	05	06	07												73.9
	154	01	02	03	04	05	06	07	08	09										47.8
	155	01	02	03	04	05	06	07	08											40.1
	156	01	02	03	04	05	06	07												39.2
	157	01	02	03	04	05	06	07	08	09										57.6
	158	01	02	03	04	05	06	07												36.0
	159	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									81.8
	160	01	02	03	04	05	06													43.0
	161	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									77.9
	162	01	02	03	04	05	06													45.2
	163	01	02	03	04	05	06	07	08	09										65.4
	164	01	02	03	04	05	06	07	08	09										51.7
	165	01	02	03	04	05	06	07	08	09										68.8
	166	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17		126.3
	167	01	02	03	04	05	06													44.7
	168	01	02	03	04	05	06	07												44.3
	169	01	02	03	04															28.9
	170	01	02	03	04	05														46.0
	171	01	02	03	04	05	06													46.3
	172	01	02	03	04	05	06													49.7
	173	01	02	03	04															30.4
	174	01	02	03	04	05	06	07	08											48.2
	175	01	02	03	04															32.3
	176	01	02	03	04	05	06													57.8
	177	01	02	03	04	05														38.2
	178	01	02	03	04	05	06	07	08											49.6
	179	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									57.3
																				8,478.0
長伐期施業を 推進するべき森 林	015			03																1.2
	033	01																		2.3
	043			03																0.4
	069									09										4.7
	070					05														0.6
	134												12							0.5
	135	01																		0.4
	155				04	05														1.0
																				11.3

施業の方法	林班	準林班	面積(ha)
複層林施業を 推進すべき森 林(択伐による ものを除く)		該当なし	
択伐による複層 林施業を推進 すべき森林		該当なし	
特定広葉樹の 育成を行う森林 施業を推進する べき森林		該当なし	

別表2

安芸高田市(高宮)

施業の方法	林班	準林班																面積(ha)
伐期の延長を 推進するべき森 林	001	01	02	03	04													32.8
	002	01	02	03														19.0
	003	01	02	03														37.5
	004	01	02	03	04	05	06											46.3
	005	01	02	03	04	05												46.4
	006	01	02															25.2
	007	01	02	03														11.4
	008	01	02	03														19.7
	009	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12					65.0
	010	01	02	03	04	05												14.3
	011				04	05		07										13.2
	012	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11						69.6
	013	01	02			05	06	07										15.4
	014	01	02	03	04	05	06											26.3
	015	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11						41.8
	016	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12					78.7
	017	01	02	03	04	05												23.8
	018	01	02	03	04	05	06	07	08									41.4
	019	01	02	03	04	05	06											40.8
	020	01	02	03														16.4
	021	01	02	03	04	05												31.0
	022	01	02	03	04	05												36.9
	023	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10							74.0
	024	01	02	03	04	05	06											31.5
	025	01	02	03	04													28.9
	026	01	02	03	04	05	06	07	08	09								61.2
	027	01	02	03	04	05	06	07	08	09								57.7
	028	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12					68.0
	029	01	02	03	04													22.7
	030	01	02	03	04	05	06	07	08	09								72.9
	031	01	02	03	04	05	06	07										50.9
	032	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13				71.9
	033	01	02	03	04	05	06											45.6
	034	01	02	03	04	05	06	07										39.2
	035	01	02	03	04	05												39.7
	036	01	02	03	04	05	06	07	08									61.7
	037	01	02	03	04	05												46.8
	038	01	02	03	04	05	06	07	08	09								60.1
	039	01	02	03	04													25.1
	040	01	02	03		05												25.5
	041	01	02															8.8
	042	01	02	03	04	05	06	07	08	09								57.1
	043	01	02	03	04	05	06											40.5
	044	01	02	03	04	05	06	07		09	10							64.8
	045	01	02	03	04	05	06	07	08									54.9
	046	01	02	03	04	05	06											43.0
	047	01	02	03	04													41.5
	048	01	02	03	04													33.2
	049	01	02				06		08									21.2
	050				04	05	06	07										34.5
	051	01	02	03	04	05	06	07	08	09								43.8
	052	01	02	03	04	05			08	09	10	11						55.7
	053	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11						60.3
	054	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14			74.2
	055	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10							64.1
	056	01	02	03	04	05	06	07	08									62.9
	057	01	02	03		05	06	07	08									56.8
	058	01	02	03	04	05	06	07	08									44.2

施業の方法	林班	準林班																	面積(ha)
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	
	059	01	02	03		05													41.2
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09									51.6
	061	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10								63.1
	062	01	02	03	04	05	06												41.1
	063	01	02	03	04	05													47.2
	064	01	02	03	04	05	06	07	08										47.9
	065	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13					119.4
	066	01	02	03	04	05	06	07											58.0
	067	01	02	03	04	05	06	07											48.3
	068	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11							62.4
	069	01	02	03	04	05	06												29.9
	070	01	02	03	04	05	06	07	08	09									56.7
	071	01	02	03	04	05	06	07	08	09									52.9
	072	01	02	03	04	05	06	07											59.4
	073	01																	25.7
	074	01	02	03	04	05	06	07	08										71.1
	075	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11							74.5
	076	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11							77.8
	077	01	02	03	04														21.7
	078	01	02	03	04	05													24.6
	079	01	02	03	04		06												18.2
	080	01	02	03															17.0
	081	01	02	03	04	05	06	07											35.7
	082	01	02	03	04	05	06	07	08	09		11	12						32.4
	083	01	02	03	04														19.6
	084	01	02	03	04	05	06	07	08										34.6
	085	01	02	03	04	05	06												32.9
	086	01	02	03	04	05	06												62.2
	087	01	02	03	04	05	06												43.7
	088	01	02	03	04	05	06												29.9
	089	01	02	03	04	05	06	07	08	09									45.7
	090	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10								49.3
	091	01	02	03	04	05													40.2
	092	01	02	03	04	05													43.0
	093	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13					88.4
	094	01	02	03	04	05	06	07											33.2
	095	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12						69.7
	096	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12						59.9
	097	01	02	03	04	05	06												37.6
	098	01	02	03	04	05	06	07	08										55.7
	099	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12						84.0
	100	01	02	03	04	05	06	07	08	09									47.2
	101	01	02	03	04	05													33.5
	102	01	02	03	04	05	06												28.7
	103	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14				82.5
	104	01	02	03	04	05	06	07	08										52.4
	105	01	02	03	04	05	06	07	08	09									57.4
	106	01	02	03	04	05	06	07	08										50.9
	107	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10								65.4
	108	01	02	03	04	05	06	07	08	09									58.2
	109			03		05	06			09	10	11							56.6
	110	01	02	03	04	05	06	07	08	09									83.1
	111	01	02	03	04														19.9
	112	01	02	03															21.2
	113	01	02	03	04	05	06	07	08										62.5
	114	01	02	03	04	05	06	07	08	09									98.7
	115	01	02	03	04	05	06		08	09	10	11	12	13					63.9
	116	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13					72.6
	117	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13					90.3

施業の方法	林班	準林班																	面積(ha)
		01	02	03	04	05	06	07											
	118	01	02	03	04	05	06	07											48.8
	119	01	02	03															20.3
	120	01	02	03	04	05	06												28.7
	121	01	02																16.1
	122	01	02	03	04														28.7
	123	01	02	03	04														28.9
	124	01	02	03															23.4
	125	01	02	03	04	05	06												32.4
	126	01	02	03	04	05	06	07											29.8
	127	01	02	03	04	05													55.9
	129	01	02	03	04	05													30.3
	130	01	02	03	04	05	06	07	08	09									40.5
	131	01	02	03	04	05													22.9
	132	01		03	04	05	06	07	08										45.1
	133		02	03	04	05	06	07											46.0
	134		02																4.5
	135	01	02	03															24.6
	136	01	02				06												8.8
	137	01	02	03	04	05	06	07	08	09									67.6
	138	01	02	03	04	05	06	07	08										74.8
	139	01	02	03	04	05	06												29.3
	140		02	03	04	05	06												32.5
	141	01	02	03	04	05													37.0
	142	01	02	03	04	05	06	07											67.6
	143	01	02	03	04	05	06												43.9
	144	01	02	03															24.0
	145	01	02	03	04	05													39.7
	146	01	02	03	04	05													36.9
	147	01	02	03	04	05													35.6
	148	01	02	03	04	05													40.7
	149	01	02	03	04	05	06												66.5
	150	01	02	03	04	05	06	07	08										47.9
	151	01	02	03	04														41.1
	152	01	02	03	04	05	06												33.0
	153	01	02	03		05	06												28.0
	154	01	02	03	04	05	06	07	08	09									51.5
	155	01	02	03	04	05													37.7
	156	01	02	03															33.3
	157	01	02	03	04	05													36.7
	158	01	02	03	04	05	06	07											45.6
	159	01		03	04	05	06	07											58.5
	160	01			04		06	07											16.5
	161	01	02	03															26.3
	162	01	02	03	04	05	06	07											63.0
	163	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10								76.3
	164	01	02	03	04	05	06	07											34.6
	165	01	02	03	04	05	06	07											57.2
	166	01	02	03	04	05													36.5
	167	01	02	03	04	05	06												44.1
	168	01			04	05	06	07	08	09									37.5
	169	01	02	03	04	05													14.8
	170		02	03	04														3.9
	171	01	02	03	04	05													18.0
	172	01	02	03	04	05	06	07											34.8
	173	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13					63.5
	174	01	02	03	04	05	06	07											46.4
	175	01	02	03	04	05	06	07											46.0
	176	01	02	03	04	05	06	07											39.7
	177	01	02	03	04	05	06												54.5

施業の方法	林班	準林班																		面積(ha)
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									
	178	01	02	03	04	05	06													37.5
	179	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									56.0
	180	01	02		04	05	06													7.5
	181	01	02	03	04	05	06													34.1
		計																		7,943.9
長伐期施業を 推進するべき森 林	008			03																1.4
	010	01		03	04	05														22.3
	011	01	02	03	04		06	07												33.6
	013		02	03	04	05		07												29.7
	015							08												2.3
	053					05		08			11									7.3
	055	01		03					09	10										5.1
	058							08												2.7
	059	01																		2.1
	061								09	10										2.9
	063			03		05														3.1
	064	01	02					07												5.8
	074					05	06													1.6
	076		02																	1.6
	089								09											0.1
	103		02						09			12	13							9.3
	115							07	08	09	10		12	13						20.7
	126			03	04	05		07												9.4
	127	01																		2.1
	132		02	03	04															20.0
	139				04															3.5
	148		02																	2.6
	153				04															2.8
	160	01					06	07												4.1
	169			03	04	05														11.2
	170	01	02	03	04	05														26.6
	171	01	02	03	04	05														18.4
	179								09											0.3
		計																		252.4
複層林施業を 推進するべき森 林(択伐による ものを除く)		該当なし																		
択伐による複層 林施業を推進 するべき森林	030					05														2.9
	034						06													3.7
	047				04															0.2
	049		02	03	04	05	06	07	08											42.6
	050	01	02	03	04															25.3
	052			03		05	06	07	08											21.5
	093			03																1.3
	096		02	03																1.2
	101		02	03																0.8
	104							07	08											3.1
	105	01																		0.2
	107								08											1.2
	147	01																		4.8
	154								09											1.7
	160				04	05														0.5
		計																		111.1
特定広葉樹の 育成を行う森林 施業を推進する べき森林		該当なし																		

別表2

安芸高田市(甲田)

施業の方法	林班	準林班																面積(ha)
伐期の延長を 推進するべき森 林	001	01	02	03	04		06	07										53.9
	002	01		03														35.3
	003	01	02	03	04													39.6
	004	01	02			05	06	07	08									77.1
	005	01	02	03		05												38.2
	006		02	03	04													2.7
	007	01																0.2
	008	01	02	03	04													26.7
	009	01	02		04													35.2
	010	01	02	03	04	05	06											39.7
	011	01	02	03	04	05	06	07										67.9
	012	01	02	03	04	05	06	07										42.1
	013	01	02	03	04	05	06	07										46.0
	014	01	02	03														17.7
	015	01	02	03														20.9
	016	01	02	03	04	05	06											41.0
	017	01	02	03	04	05	06	07	08	09								49.0
	018	01	02	03	04	05	06	07	08	09								53.1
	019	01	02	03	04													16.3
	020	01	02	03	04	05	06											44.6
	021	01	02	03	04	05												34.0
	022	01	02	03	04													24.0
	023	01	02	03	04	05	06	07	08	09								55.3
	024	01																14.4
	025	01	02	03														21.4
	026	01	02	03	04	05	06											30.4
	027	01	02	03	04	05												33.7
	028	01	02	03		05	06	07										44.7
	029	01	02	03	04													35.4
	030	01	02	03	04	05	06	07										47.4
	031	01	02	03	04	05												40.3
	032	01	02	03	04	05	06	07										50.5
	033	01	02	03	04		06	07										53.3
	034	01	02	03		05	06	07	08									61.7
	035	01	02	03	04	05	06											47.0
	036	01	02	03	04	05	06											39.3
	037	01	02	03	04	05	06	07										48.9
	038	01				05												43.3
	039	01	02	03	04	05	06											59.7
	040	01	02	03	04	05	06	07										58.0
	041	01	02	03	04	05	06		08	09	10	11	12					72.8
	042	01	02	03	04	05												44.1
	043	01	02	03	04	05	06											51.6
	044	01	02	03	04	05												49.5
	045	01	02	03	04	05												34.8
	046	01	02	03	04	05	06	07										52.3
	047	01	02	03	04	05	06											37.6
	048	01	02	03	04	05	06	07										49.4
	049	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	81.2
	050	01	02	03	04	05	06	07										69.9
	051	01	02	03	04	05	06											42.9
	052	01	02	03	04	05	06	07										54.2
	053	01	02	03	04	05	06											32.5
	054	01	02	03	04	05	06	07	08									47.0
	055	01	02	03	04	05	06											35.5
	056	01	02															19.4
	057	01	02	03	04	05	06	07	08	09								62.4
	058	01	02	03	04	05	06	07	08									38.0

施業の方法	林班	準林班																	面積(ha)
		01	02	03	04														
	059	01	02	03	04														28.3
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11							58.3
	061	01	02	03	04	05	06	07	08										54.5
	062	01	02	03	04	05	06	07	08										60.3
	063	01	02	03															11.8
	064	01	02	03	04	05	06												36.3
	065	01	02	03	04	05	06	07	08	09									58.8
	066	01	02	03	04	05	06	07	08	09									54.1
	067	01	02	03	04	05													34.4
	068	01	02	03	04	05	06	07	08										54.0
	069	01	02	03	04	05	06												23.8
	070	01	02	03	04	05	06	07	08										62.7
	071	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10								63.8
	072	01	02	03	04	05	06	07	08	09									41.3
	073	01	02	03	04	05	06	07	08	09									51.9
	074	01	02	03	04	05	06	07	08	09									54.6
	075	01	02	03	04	05													41.3
	076	01	02	03	04	05	06	07											45.3
	077	01	02	03	04	05	06	07	08										64.0
	078	01	02	03	04	05	06	07											54.1
	079	01	02	03	04	05													43.6
	080	01	02	03	04	05	06												44.0
	081	01	02	03	04	05	06	07											48.2
	082	01	02	03	04														35.6
	083	01	02	03	04	05													69.7
	084	01	02	03	04	05	06	07	08										117.9
	085	01	02	03	04														38.4
	086	01	02	03	04	05													110.5
	087	01	02	03	04														33.5
	088	01	02	03		05													51.8
	089	01	02																29.6
	090	01	02																29.9
	091	01	02	03															25.6
	092	01	02	03	04	05	06												39.2
	093	01	02	03	04	05	06	07											58.0
	094	01	02	03	04	05													38.5
	095	01	02	03	04	05	06	07	08	09									64.8
	096	01	02	03															30.7
	097	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10								63.0
	098	01	02	03	04	05	06	07	08										40.8
	099	01	02	03	04	05	06	07	08	09									46.5
	100	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10								66.4
	101	01	02	03	04	05	06	07	08	09									66.7
	102	01	02	03															23.5
	103	01	02	03															15.1
	104	01	02	03	04	05	06												36.2
	105	01	02	03	04	05	06												36.6
	106	01	02	03	04	05	06	07											55.5
	107	01	02	03	04	05	06												37.2
	108	01	02	03	04	05													36.7
	109	01	02	03	04	05	06	07	08										51.8
	110	01	02	03	04	05	06	07	08	09									62.0
																		計	4,965.9
長伐期施業を 推進するべき森 林	010						06												1.6
	017	01			04		06		08										3.6
	018				04	05	06	07	08	09									10.0
	019	01	02																7.9
	021	01	02		04	05													5.4
	022				04														0.2

施業の方法	林班	準林班																	面積(ha)
	023					05													0.2
	034						06												0.3
	036	01																	1.0
	039					05													0.2
	047			03															0.7
	049	01		03	04			07											2.5
	055		02	03															1.9
	058								09										0.9
	063		02	03															7.6
	069	01	02		04	05													21.7
	071		02																0.9
	072					05													2.3
	073			03															5.6
	074	01																	4.4
	084							07											4.7
	085				04														22.0
	103	01																	0.2
	105	01					06												2.3
	107		02																1.1
		計																	109.2
複層林施業を 推進すべき森 林(択伐による ものを除く)		該当なし																	
択伐による複層 林施業を推進 すべき森林		該当なし																	
特定広葉樹の 育成を行う森林 施業を推進する べき森林		該当なし																	

施業の方法	林班	準林班																			面積(ha)
伐期の延長を 推進するべき森 林	001	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									53.7
	002	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										55.5
	003	01	02	03	04	05	06	07	08												55.8
	004	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										75.7
	005	01	02	03	04	05															51.5
	006	01	02	03	04	05															37.0
	007	01	02	03	04	05															31.5
	008	01	02	03	04	05		07	08												26.5
	009	01	02	03	04	05	06	07													50.0
	010	01	02	03	04	05	06														44.9
	011	01	02	03	04	05	06	07	08												55.8
	012	01	02	03	04	05	06														35.6
	013	01	02	03	04	05	06	07	08	09											48.5
	014	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										48.9
	015	01	02	03	04	05	06														40.3
	016	01	02	03	04	05	06	07	08												55.0
	017	01	02	03	04	05	06														44.8
	018	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										47.5
	019	01	02	03	04	05	06	07	08												44.4
	020	01	02	03	04																28.7
	021	01	02	03	04	05															39.2
	022	01	02	03	04	05															41.8
	023	01	02	03	04	05	06	07	08	09											72.8
	024	01	02	03	04	05	06														46.6
	025	01	02	03	04	05	06	07	08	09											62.8
	026	01	02	03	04	05															50.2
	027	01	02	03	04	05	06	07	08												58.6
	028	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									60.0
	029	01	02	03	04	05	06														49.0
	030	01	02	03	04	05	06														61.7
	031	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13							83.8
	032	01	02	03	04	05	06	07	08												57.9
	033	01																			6.4
	034	01	02	03																	22.3
	035	01	02	03	04	05	06	07	08												48.6
	036	01	02	03	04	05	06														52.6
	037	01	02	03	04	05	06														44.2
	038	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14						184.1
	039	01	02	03	04	05	06	07	08	09											77.2
	040	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										51.5
	041	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16				90.0
	042	01	02	03	04	05	06														48.8
	043	01	02	03	04																34.5
	044	01	02	03	04	05															51.0
	045	01	02	03	04	05	06	07	08	09											49.5
	046	01	02	03	04	05	06	07													42.9
	047	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									51.4
	048	01	02	03	04	05	06														58.6
	049	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									75.1
	050	01	02	03	04	05	06	07													43.2
	051	01	02	03	04	05	06	07	08												54.2
	052	01	02	03	04	05	06	07	08												57.7
	053	01	02	03	04	05	06	07	08	09											79.8
	054	01	02	03	04	05	06														70.1
	056	01	02	03	04	05	06														61.9
	058	01		03																	3.4
	059		02	03																	18.7
	060				04				08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	64.9
	061	01	02	03	04																34.5
	062	01	02	03	04	05	06	07	08												108.5
	063	01	02																		39.2
	064	01	02	03																	21.4
	065	01	02	03	04	05	06	07	08	09											64.4
	066	01	02	03	04	05	06	07	08												59.6

施業の方法	林班	準林班																		面積(ha)
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14					
	067	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14					111.1
	068	01	02																	28.5
	069	01	02	03	04															39.6
	070	01	02	03	04	05	06	07												82.4
	071	01	02	03																29.6
	072	01	02																	26.3
	073	01	02	03																52.3
	074	01	02	03	04															47.3
	075	01	02	03	04															16.7
	076	01	02																	34.6
	077	01	02	03																80.0
	078	01	02																	32.0
	079	01	02	03																53.5
	080	01	02	03	04	05	06													88.4
	081	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									64.9
	082	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14					82.9
	083	01	02	03	04	05	06													53.7
	084	01	02	03	04	05	06													46.9
	085	01	02	03	04	05	06													43.5
	086	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								73.5
	087	01	02	03	04	05	06	07	08											74.7
	088	01	02	03	04	05														43.3
	089		02	03	04															41.5
	090	01	02	03	04	05	06	07	08	09										66.9
	091	01	02	03	04	05														44.8
	092	01																		111.1
	093	01	02	03	04	05														39.9
	094	01	02	03	04	05	06	07												57.0
	095	01	02	03	04															24.8
	096	01	02	03	04	05	06	07												53.9
	097	01	02	03	04	05														27.2
	098	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12							91.3
	099	01			04	05	06	07												32.7
	100					05		07												14.3
	101			03	04	05														15.1
	102	01		03		05	06													37.0
	103	01	02	03	04	05	06	07	08											62.2
	104	01	02	03																23.8
	105	01		03	04															27.1
	106			03	04	05	06	07	08											31.7
	107	01	02	03	04	05	06	07	08	09										63.6
	108	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									56.5
	109	01	02	03	04															32.6
																			計	5,546.7
長伐期施業を 推進するべき森 林	001	01										11								8.0
	008	01	02	03	04	05	06	07												29.6
	011			03																0.3
	014				04	05			08	09										13.9
	019	01	02	03	04															9.7
	021			03																1.2
	033	01																		1.7
	034	01	02																	7.0
	046						06													7.1
	049							07			10									3.1
	050			03	04															2.9
	051	01																		0.1
	053						06													0.0
	054					05														0.5
	056			03	04															3.5
	058	01	02	03	04	05														39.4
	059	01	02	03																32.4
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11						19		53.7
	061		02		04															16.0
	062	01			04															7.3
	075	01	02	03	04	05														58.6

施業の方法	林班	準林班																		面積(ha)
	076	01																		4.3
	081	01	02	03				07	08	09										13.4
	082	01							08	09										4.9
	083		02																	0.1
	085				04	05														0.5
	087								08											1.1
	088	01	02			05														3.3
	089	01																		22.4
	106			03																0.4
	107					05	06													3.3
	108		02		04															2.7
		計																		352.4
複層林施業を 推進するべき森 林(択伐による ものを除く)		該当なし																		
択伐による複層 林施業を推進 するべき森林	035					05														1.0
		計																		1.0
特定広葉樹の 育成を行う森林 施業を推進する べき森林		該当なし																		

別表 3「基幹路網の整備計画」

開設／拡張	種類(区分)	拡張事業の種類	位置(旧町)	路線名	延長及び箇所数(m)	利用区域面積(ha)	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		(旧高宮町)	梶矢2号	1,000	93	○		
				下北竹之内	1,500	166	○		
			(旧甲田町)	篠原	1,200	31	○		
				井才田高地	1,300	72	○		
			(旧向原町)	魚切	1,100	60	○		
				奥谷	1,100	82	○		
		計		6路線	7,200	504			
拡張	自動車道	(幅員・舗装)	(旧吉田町)	岩室	3,800	188	○		
				肘屋谷	2,148	127	○		
				入江戸島	1,990	174			
		(舗装)	(旧美土里町)	比和新庄	5,400	151	○		
			(旧高宮町)	丸原2号	2,000	53	○		
				段上丸	3,000	73	○		
				梶矢2号	3,000	93	○		
				下北竹之内	3,500	166	○		
			(旧向原町)	尾神迫	3,340	109	○		
				大谷	2,038	202	○		
				入江戸島	847	36			
		(幅員・拡張・舗装)		入江戸島	847	36			
		計		11路線	31,063	1,372			

別表 4 「森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域」

地区名	区域名	林 班												面積 (ha)
吉田町	相合	1	8	9	10	11	41	42	43	44	45	46	47	1,114.81
		48	49	50	51	52	53	54	55					
	国司	2	3	4	5	6	88	89	90	91				502.57
	中馬	7	12	13	14	56	57	58	59	60	61	62	63	1,431.31
		64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	
		76	77	78	115	116	117	118	119	120	121	122	123	
	多治比	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	1,570.57
		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
		39	40											
	入江	79	80	81	82	83	84	85	86	87	92	93	94	1,236.36
		95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	
		107	108	109	110	111	112	113	114					
八千代町	佐々井	1	2	3	17	18	19	20	21	22	23	24	25	704.09
		26	27	28	29	30								
	勝田	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	682.33
		16												
	土師1	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	544.08
	土師2	43	44	45	46	47	48	49	50	51				384.36
	上根下根2	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61			596.12
美土里町	上根下根1	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	903.31
		74	75	76	77	78								
	横田1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	628.18
		13	14											
	本郷1	15	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	979.69
		72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82		
	横田2	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	692.59
		28	29	30	31	32								
	北1	33	34	35	36	104	105	106	107	108	109	110	111	756.29
		112	113	114	115	116	117							
	本郷2	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	1,304.98
		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
	北2	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	966.10
		95	96	97	98	99	100	101	102	103				
	桑田	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	1,652.17
		130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	
		142	143	144	145	146	147	148	149					
	生田	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	1,656.55
		162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	
		174	175	176	177	178	179							

地区名	区域名	林 班												面積(ha)
高宮町	原田	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1,705.40
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	74	75	76	77	78	79	80	
		81	82	83	84	85	91							
	羽佐竹	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	1,464.59
		42	43	44	110	111	112	113	114	115	116	117	118	
		119	120	121	122	123	124							
	船木	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	1,622.13
		57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	
		69	70	71	72	73								
	佐々部	86	87	88	89	90	92	93	94	95	96	97	98	1,297.25
		99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109		
	川根2	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	762.01
		137	138	139	140									
	川根1	142	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	1,885.62
		155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	
		167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	
		177	178	179	180	181								
甲田町	深瀬	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	944.63
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
	上甲立	24	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	755.39
		55	56	57	58	59								
	浅塚	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	886.10
		37	38	39	40	41	42	43						
	下小原	60	61	62	63	69	70	71	72	73	74			525.45
		64	65	66	67	68	95	96	97	98	99	100	101	
	高田原	102	103	104	105	106	107	108	109	110				974.54
向原町	上小原	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	1,045.27
		87	88	89	90	91	92	93	94					
	長田	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		575.99
	保垣	12	13	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	960.99
		103	104	105	106	107	108							
	戸島	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	1,048.53
		26	27	28	29	30	31	32	34					
	坂1	33	35	36	37	38	39	40	41	42	43	64	65	1,571.24
		66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	
		78	79	80										
	坂2	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	56	1,130.66
		58	59	60	61	62	63							
	有留	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	825.91
		109												

※別紙として区域図を添付する。

※「地区名」は林班設定時の市町村区分である

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年 次	総 数			0 ～ 14 歳			15 ～ 29 歳			30 ～ 44 歳			45 ～ 64 歳			65 歳 以 上		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
実数(人)	平成22年	31,487	14,993	16,494	3,532	1,830	1,702	3,558	1,869	1,689	4,731	2,459	2,272	8,598	4,404	4,194	11,068	4,431	6,637
	平成27年	29,476	14,033	15,443	3,226	1,650	1,576	3,142	1,620	1,522	4,450	2,344	2,106	7,258	3,702	3,556	11,400	4,717	6,683
	令和2年	26,417	12,588	13,829	2,621	1,333	1,288	2,657	1,392	1,265	3,588	1,879	1,709	6,439	3,261	3,178	11,112	4,723	6,389
構成比(%)	平成22年	100.0	47.6	52.4	100.0	51.8	48.2	100.0	52.5	47.5	100.0	52.0	48.0	100.0	51.2	48.8	100.0	40.0	60.0
	平成27年	100.0	47.6	52.4	100.0	51.1	48.9	100.0	51.6	48.4	100.0	52.7	47.3	100.0	51.0	49.0	100.0	41.4	58.6
	令和2年	100.0	47.7	52.3	100.0	50.9	49.1	100.0	52.4	47.6	100.0	52.4	47.6	100.0	50.6	49.4	100.0	42.5	57.5

(国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年 次	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業		第 3 次 産 業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業	
実数(人)	平成22年	15,803	2,436	74	4	2,514	4,295	—	8,994
	平成27年	15,073	1,949	69	7	2,025	4,196	—	8,852
	令和2年	12,345	1,361	50	5	1,416	3,590	—	7,339
構成比(%)	平成22年	100.0	15.4	0.5	0.0	15.9	27.2	—	56.9
	平成27年	100.0	12.9	0.5	0.0	13.4	27.8	—	58.7
	令和2年	100.0	11.0	0.4	0.0	11.5	29.1	—	59.4

(国勢調査)

2 土地利用

	年次	総土地 面 積	耕 地 面 積							草地 面積	林 野 面 積		
			計	田	畑	果樹地					計	森林	原野
							果樹園	茶園	桑園				
実数(ha)	平成22年	52,757	3,340	3,037	277	26	26	－	－	293	42,502	42,502	－
	平成27年	53,918	3,069	2,858	185	26	26	－	－	438	42,767	42,474	293
	令和2年	53,619	2,481	2,302	156	23	26	－	－	438	43,199	42,906	293
構成比(%)	－	100.0	4.6	4.3	0.3	0.0	0.0	－	－	0.8	80.6	80.0	0.5

(農林業センサス 2020)

3 森林転用面積

年次	総数 (ha)	工場・事業場用地 (ha)	住宅・別荘地用地 (ha)	ゴルフ場・レジャー用地 (ha)	農用地 (ha)	公共用地 (ha)	その他 (ha)
平成25年	19	1	2	1	4	1	10
令和元年	15	1	4	0	2	4	4
令和5年	6	6	0	0	0	0	0

(県林業課調べ)

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積（令和6年4月1日現在）

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A) (%)
		面積(A) (ha)	比率 (%)	計 (ha)	人工林(B) (ha)	天然林 (ha)	
総数		42,764	100.0	42,824	13,631	28,629	31.9
国有林		4,244	9.9	4,254	3,045	1,106	71.8
公有林	計	2,573	6.0	2,540	1,824	716	70.9
	都道府県林	1,450	3.4	1,442	1,209	232	83.4
	市町村有林	894	2.1	881	515	366	57.6
	財産区有林	229	0.5	217	100	117	43.6
私有林		35,947	84.1	36,031	8,762	26,808	24.4

(県林業課調べ)

(2) 在（市町村）者・不在（市町村）者の森林所有面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者 所有面積	不在（市町村）者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	令和元年	35,033	28,098	6,935	5,137	1,798
	令和3年	35,607	25,694	9,913	7,334	2,579
	令和6年	34,910	25,080	9,830	7,273	2,557
構成比 (%)	令和元年	100.0	80.2	19.8	14.7	5.1
	令和3年	100.0	72.2	27.8	20.6	7.2
	令和6年	100.0	71.8	28.2	20.8	7.3

(県林業課調べ)

(3) 民有林の齢級別面積（令和3年4月1日現在）

区分	総量	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	38061.9	1.47	60.52	3.41	160.72	345.57	575.65	716.53	1120.77	1154	1357.9	32565.4
人工林 計	10577.25		25.2	2.02	93.14	278.16	519.48	597	1103.63	1017.54	1050.97	5890.11
スギ	1445.25			0.14	6.49	20.3	4.28	5.03	7.47	17.28	40.71	1343.55
ヒノキ	6904.4		19.89	1.88	81.52	242.51	475.36	580.67	1082	976.44	974.15	2469.98
マツ類	1861.79				1.49	4.08	2.05	1.88	3.58	15.04	28.53	1805.14
ザツ	356.21		5.13		3.64	11.27	37.79		10.58	8.78	7.58	271.44
天然林 計	27484.83	1.47	35.5	1.39	67.58	67.41	56.17	119.53	17.14	136.46	306.93	26675.3
備考												

(単位 ha)

(県林業課調べ)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	—	10～20ha	203	50～100ha	8
1～5ha	2,111	20～30ha	42	100～500ha	3
5～10ha	494	30～50ha	30	500以上	—
				総数	2,891

(農林業センサス 2020)

(5) 作業路網の状況

ア 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	119	152	
うち林業専用道	1	3	

(市調べ)

イ 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	182	229, 534	

(市調べ)

5 市町村における林業の位置付け（平成 30 年現在）

(1) 産業別総生産額 (単位 百万円)

総生産額(A)		129,906
内 訳	第1次産業	5,126
	うち林業(B)	344
	第2次産業	64,085
	うち木材・木製品製造業(C)	21,080
	第3次産業	60,695
(B+C) / A		18.5%

(広島県市町民経済計算)

(注) 木材・木製品製造業の総精算額が不明のため、C欄は工業統計調査(R2)の値を用いた。

(2) 製造業の事業所数，従業者数，現金給与総額（令和 2 年現在）

	事業所数	従業員数（人）	現金給与総額（万円）
全製造品（A）	77	3,536	1,471,595
うち木材・木製品製造業（B）	4	68	20,587
B / A（%）	5.2%	1.9%	1.4%

(広島県工業統計調査結果報告)

6 林業関係の就業状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	32	20	
生産森林組合	14			
素材生産業	0			
製材業	1	5		
森林管理署	1	20		
合計	17	57	20	

(市調べ)

7 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	4			4			
モノケーブル							
リモコンウインチ	1			1			
自走式搬器							
運材車	12			10		2	
ホイールトラクタ							
動力枝打器							
トラック							
グラップルクレーン	11		2	2	3	4	
グラップルソー	1			1			
計	29		2	18	3	6	
フェラーバンチャ							
スキッダ							
プロセッサ							
ハーベスタ	7		2	4		1	
フォワーダ	4		2	2			
タワーヤーダ							
スイングヤーダ	4		1	2		1	
その他	9		1	7		1	
計	24		6	15		3	

(市調べ)

8 林産物の生産概況（令和2年度実績）

種類	素材 (m3)	チップ (kg)	苗木 (本)	しいたけ(kg)		なめこ (kg)	まつたけ (kg)
				生	乾		
生産量	35,234	1,305	101,191	1,644	1,320	0	0
生産額（百万円）	—	—	—	—	—	—	—

(市調べ)

9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積, 樹種, 林齢, 材積等)	経営管理実施権 設定の有無
集 01～ 集 22	安芸高田市美土里町本郷字道ヶ谷 2210 外 205 筆	15.98ha	無
集 24～ 集 31	安芸高田市美土里町本郷字高松山 2372-1 外 30 筆	3.14ha	無
集 32～ 集 40	安芸高田市美土里町本郷字財之神 2542 外 7 筆	1.16ha	無
集 35	安芸高田市美土里町本郷字広谷 2592	0.25ha	無

(市調べ)

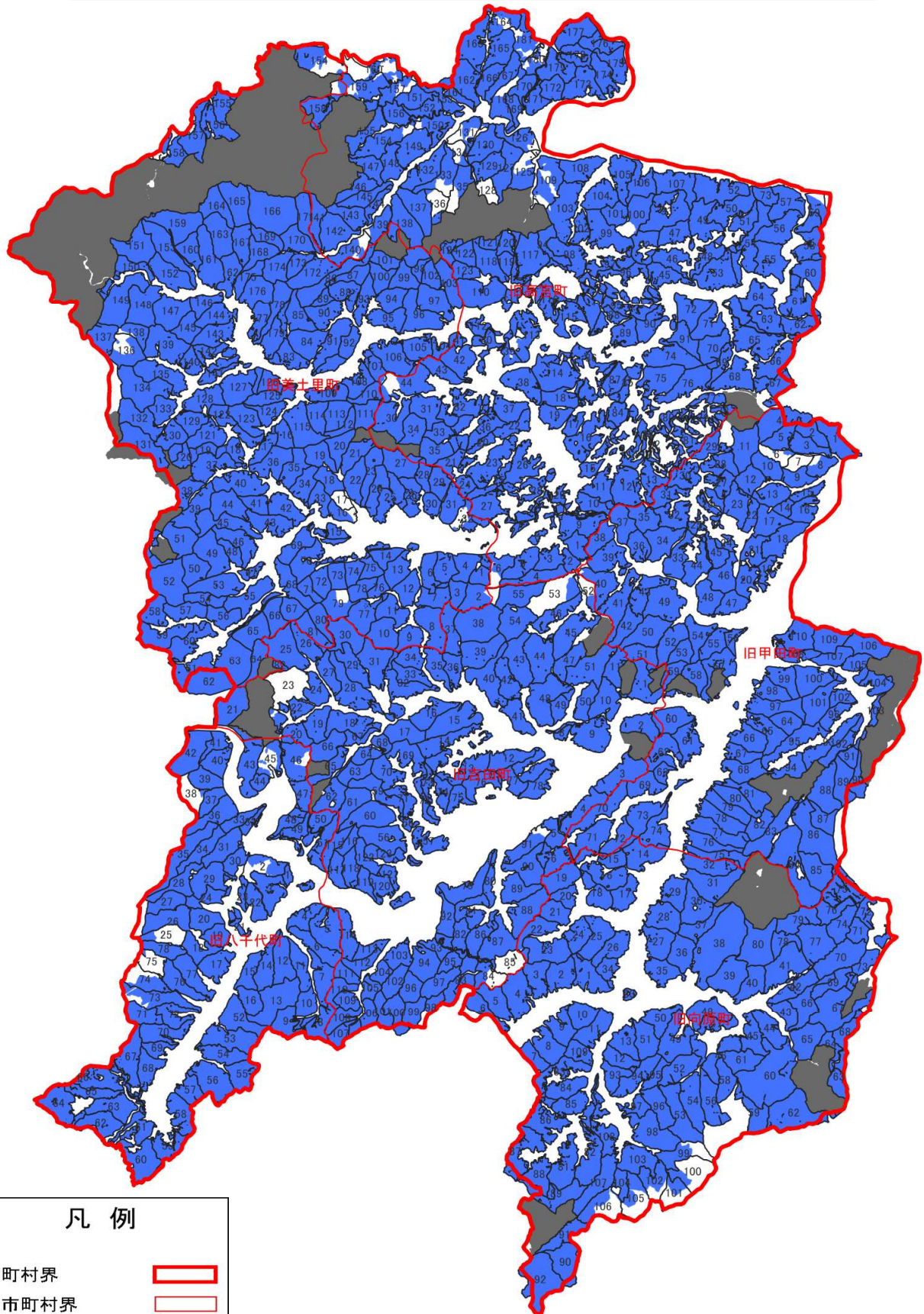
10 その他必要なもの

公道（国，県，市町村道）の整備計画（令和3年3月現在）

公道の種類	名称	位置	延長(km)	開設予定年度	備考
県道	東広島高田道路	向原町戸島 ～吉田町常友	5.0	令和6年度	

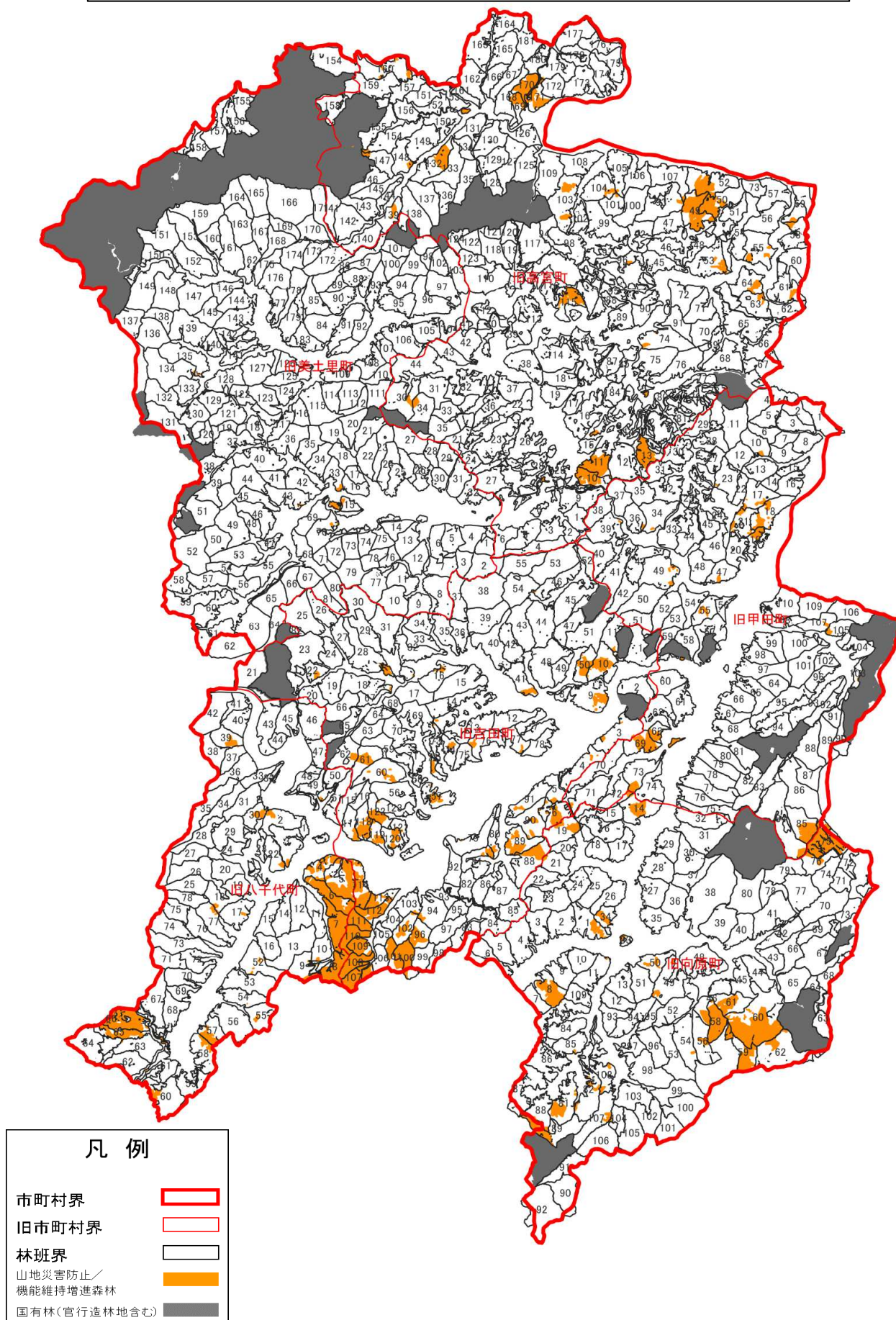
(市調べ)

ゾーニング図（水源涵養機能維持増進森林）



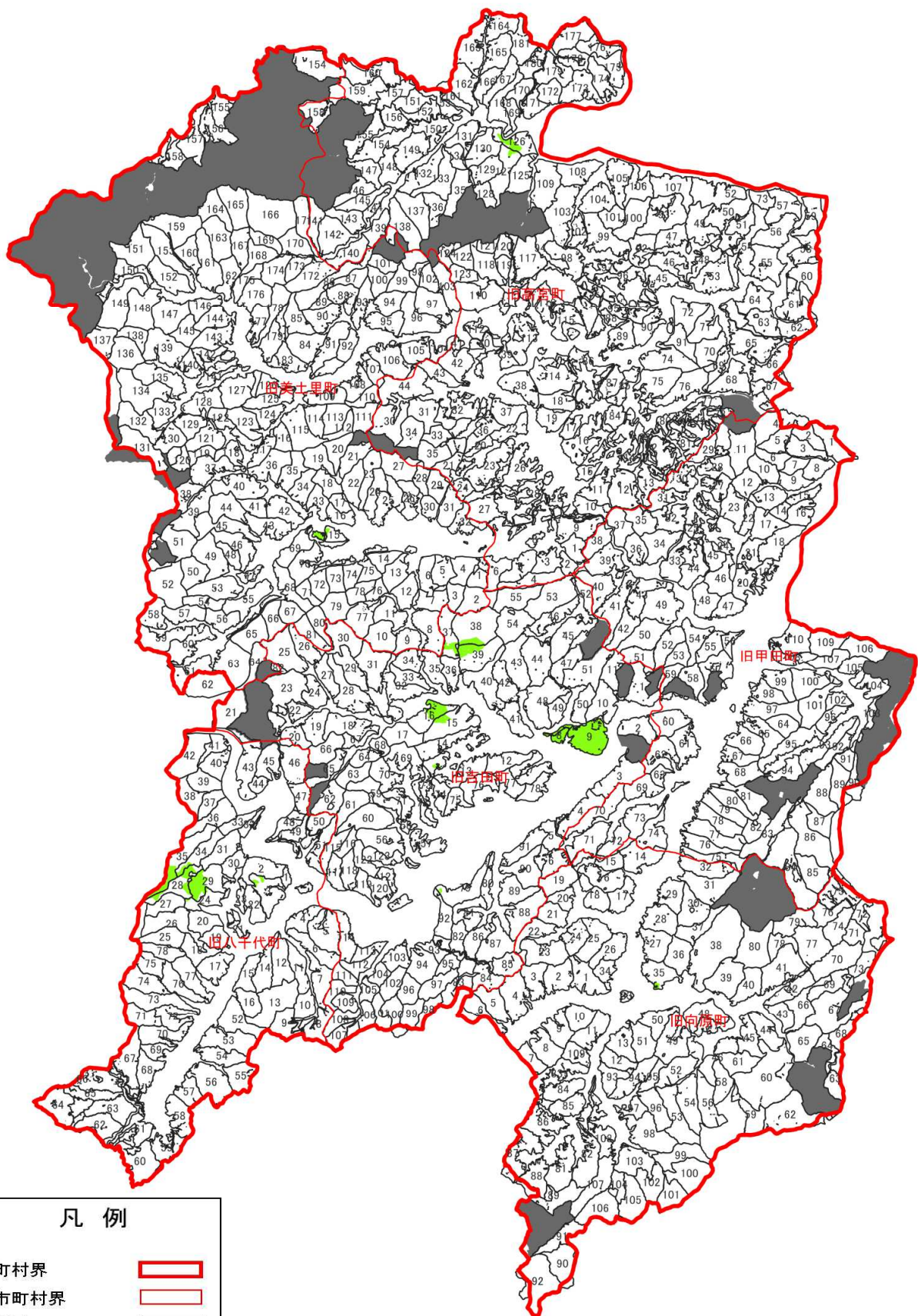
○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅱの第4 別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図（山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林）



○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅱの第4 別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図（保健文化機能維持増進森林）

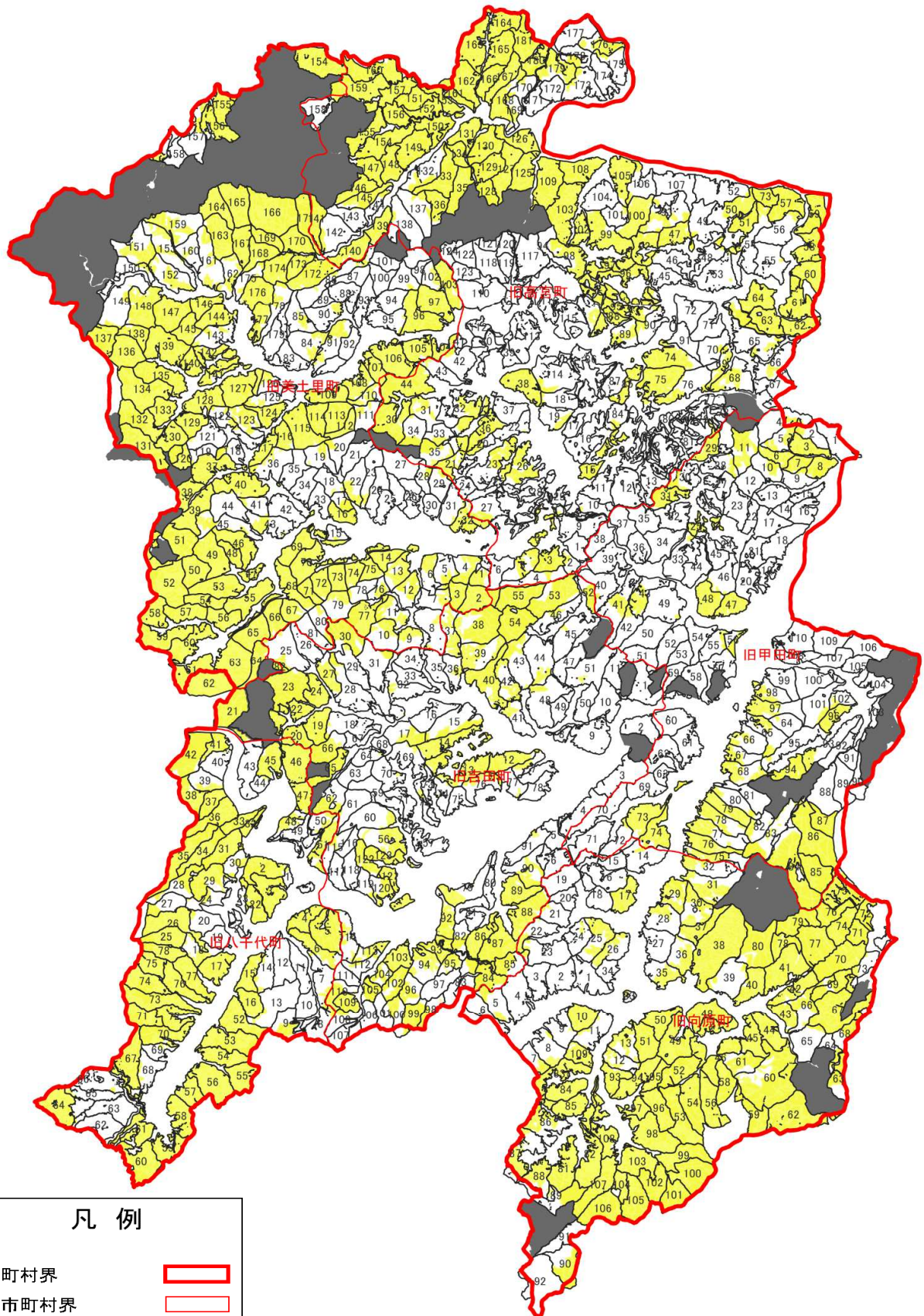


凡 例

市町村界	
旧市町村界	
林班界	
保健文化機能維持増進森林	
国有林(官行造林地含む)	

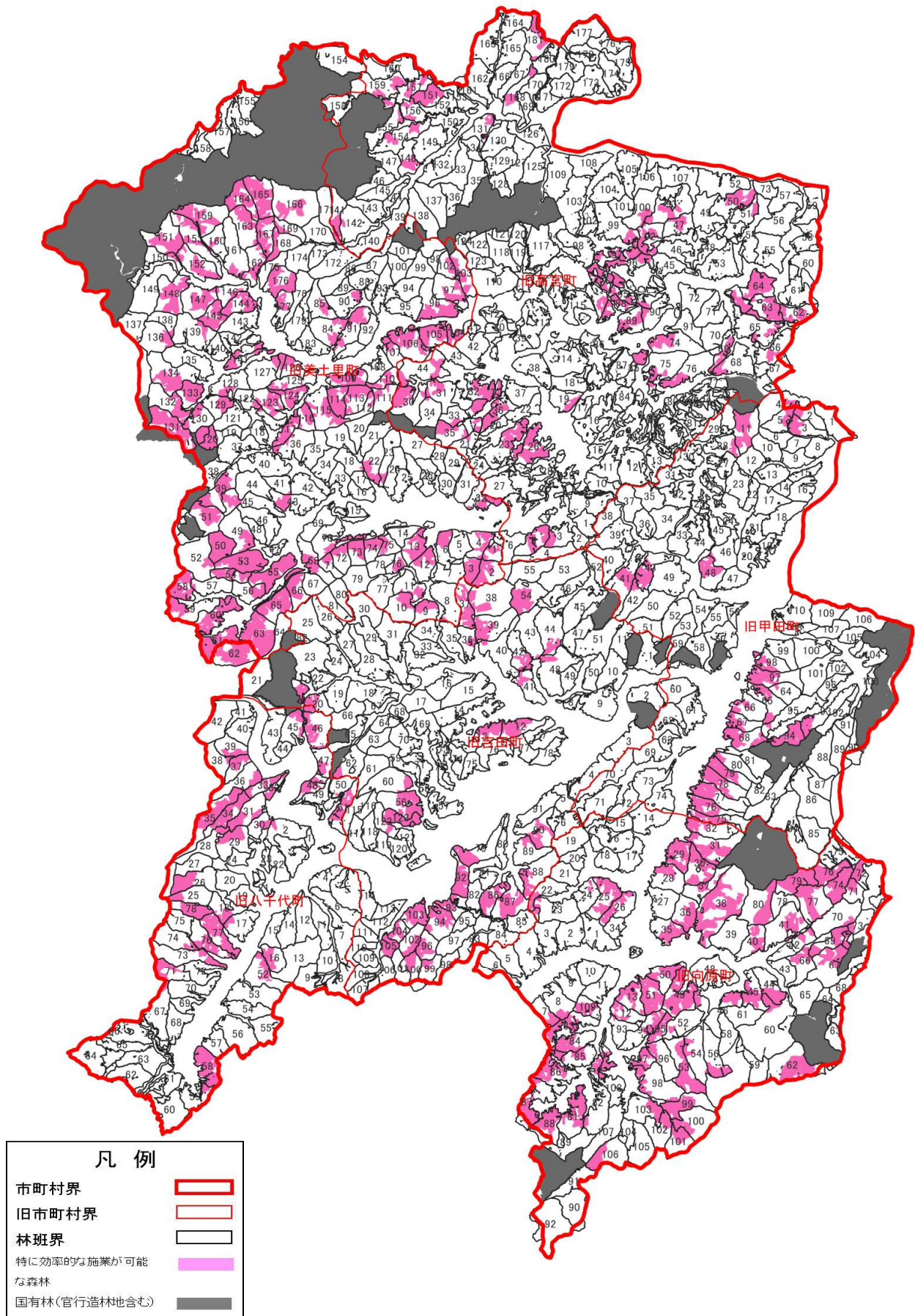
○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅱの第4 別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図（木材等生産機能維持増進森林）



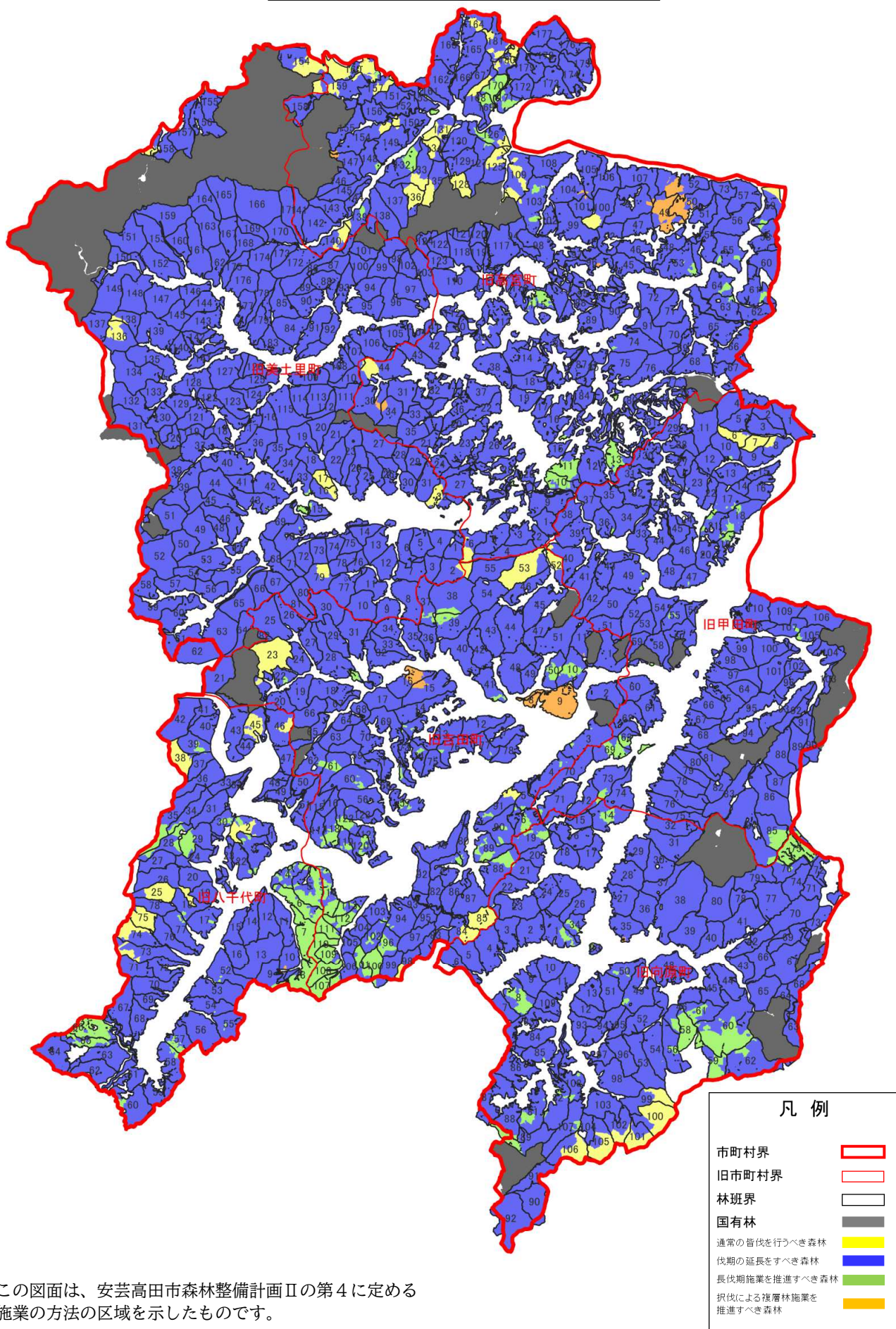
○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅱの第4 別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図（特に効率的な施業が可能な森林）

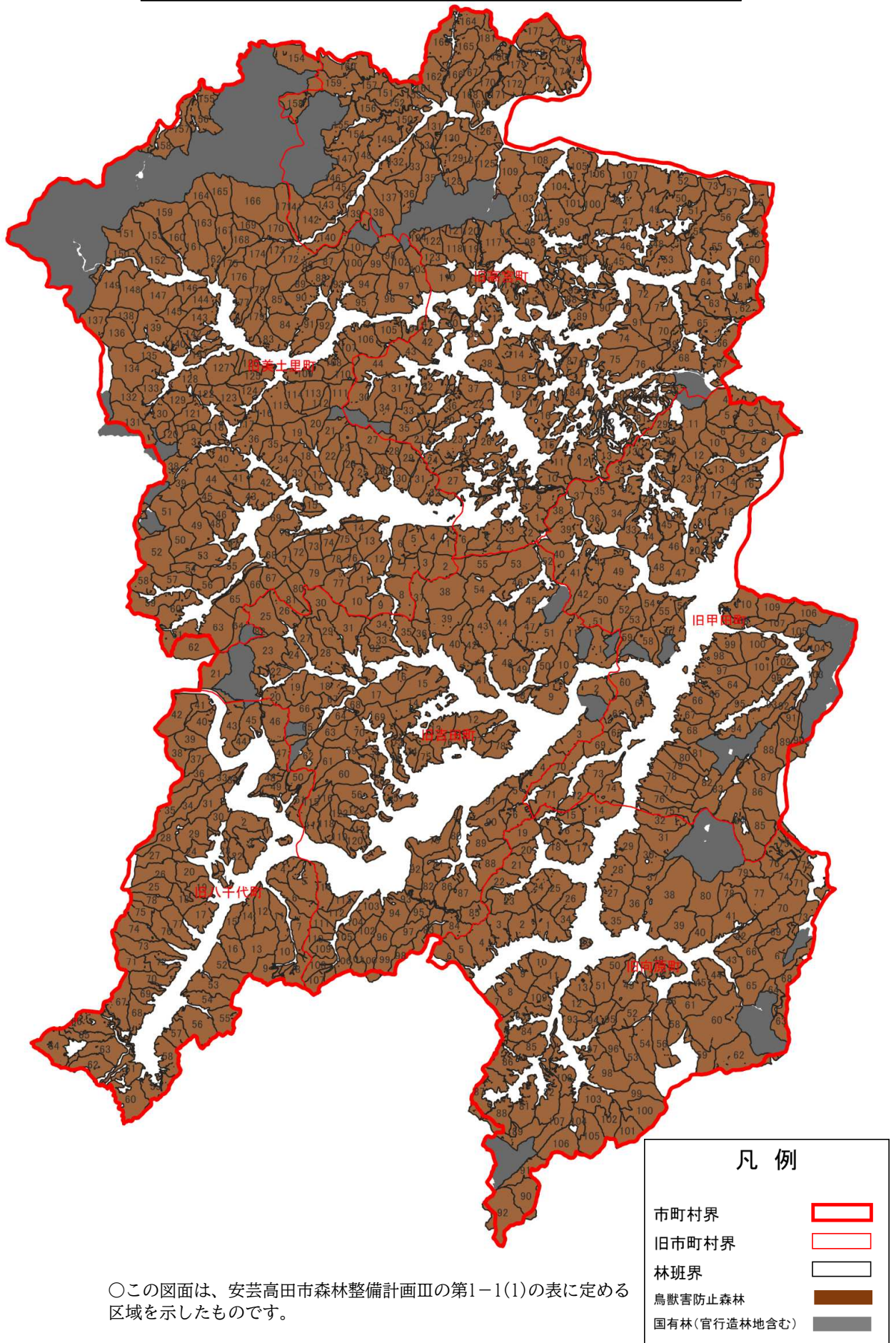


○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅱの第4 別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

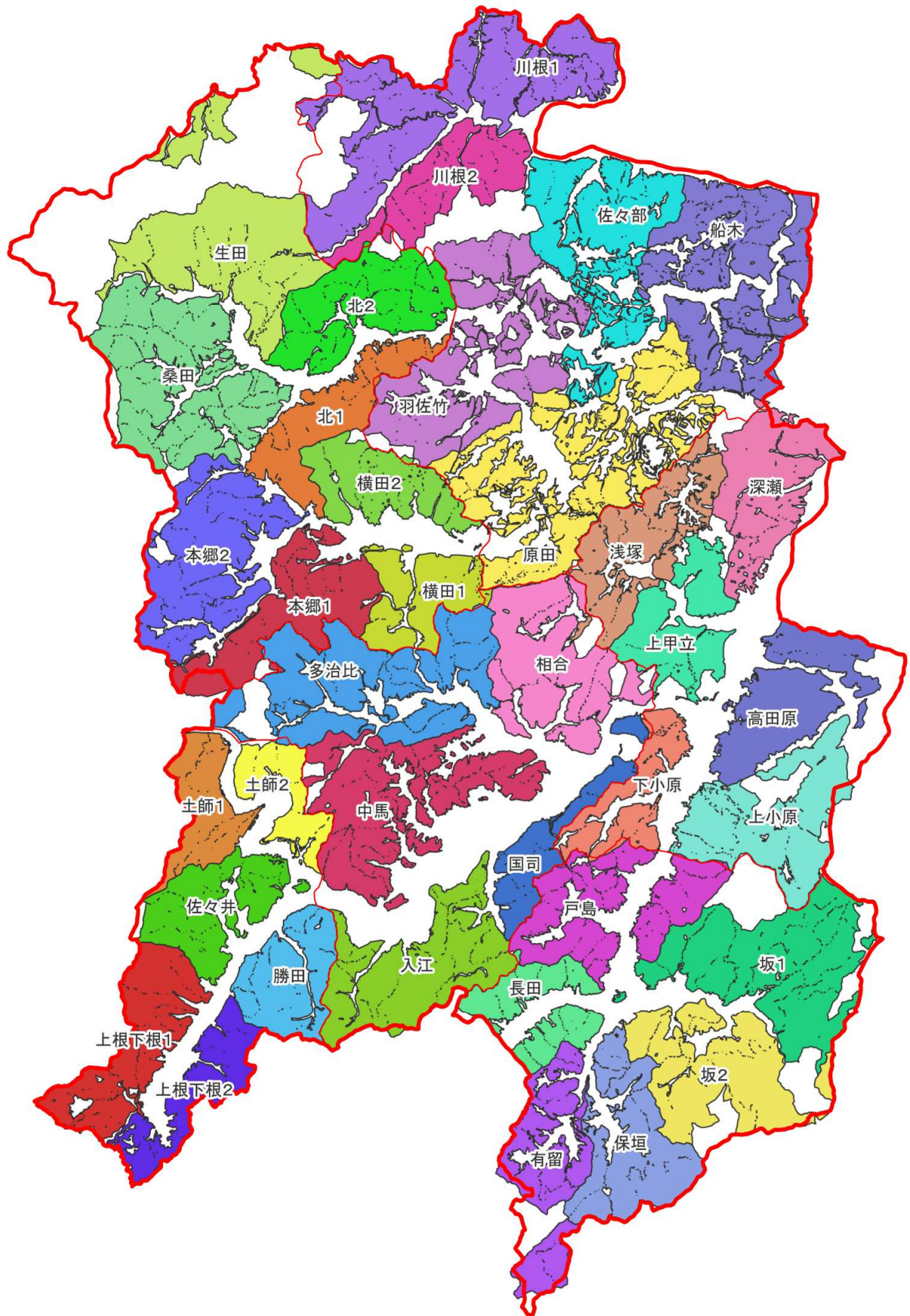
施業の方法区分図



鳥獣害防止森林区域



森林経営計画区域図



○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅴの1(2)に定める森林法施行規則第33条1号のロの規定に基づく区域を示したものです。